

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和5年6月29日（木）午前10時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	鈴木	てるみ	君	副委員長	久木田	大和	君
委員	松下	太葵	君	委員	野村	和人	君
委員	藤田	直仁	君	委員	塩井川	公子	君
委員	川窪	幸治	君	委員	木野田	誠	君
委員	前島	広紀	君	委員	有村	隆志	君
委員	池田	綱雄	君	委員	前川原	正人	君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	植山	太介	君	議員	宮田	竜二	君
----	----	----	---	----	----	----	---

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

市長公室長	富永	博幸	君	危機管理監	平田	雄嗣	君
安心安全課長	山口	留美子	君	秘書広報課長	小松	弘明	君
安心安全課主幹	有村	浩	君	秘書広報課主幹	堀ノ内	周作	君
安心安全課防災G主事	野村	勇作	君				
総務部長	小倉	正実	君				
企画部長	出口	竜也	君	地域政策課長	宮永	幸一	君
地域政策課主幹	横山	雅春	君	地域政策課地域政策GSL	有馬	義浩	君
市民環境部長	有満	孝二	君	市民活動推進課長	吉永	利行	君
隼人地域振興課長	北井上	真悟	君	横川総合支所長	堂平	幸司	君
市民活動推進課主幹	原田	美朗	君	隼人地域振興課主幹	野辺	貞孝	君
横川総合支所地域振興課主幹	田口	寿隆	君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流G長	有村	昭司	君
市民活動推進課市民環境政策・国際交流G主任主事	姫野	貴之	君				
保健福祉部長	有村	和浩	君	保健福祉政策課長	川畑	信司	君
生活福祉課長	鎌田	富美代	君	子育て支援課長兼こどもセンター所長	宮田	久志	君
長寿・障害福祉課長	中村	和仁	君	新型コロナウイルスワクチン接種対策課長	富吉	有香	君
子育て支援課課長補佐	村岡	新一	君	保健福祉政策課主幹	森山	勇樹	君
新型コロナウイルスワクチン接種対策課主幹	大浦	好一郎	君	長寿・障害福祉課障害福祉G長	石原	智秋	君
生活福祉課管理G長	脇丸	智子	君	保健福祉政策課政策GSL	宮原	健介	君
農林水産部長	永山	正一郎	君	農政畜産課長	鎌田	順一	君
耕地課長	八重山	純一	君	農政畜産課主幹	内村	光孝	君
農政畜産課主幹	淵ノ上	博己	君	耕地課主幹	吉田	進	君
耕地課主幹	笠井	剛	君	耕地課主幹	小濱	健一	君
農政畜産課農政第2G長	宮原	博和	君				
商工観光部長	池田	豊明	君	商工振興課長	立野	博	君
商工振興課特任課長	肥後	克典	君	商工観光施設課長	園畑	精一	君
商工振興課企業振興室長	住吉	謙治	君	商工振興課主幹	西村	賢三	君
商工観光施設課主幹	松崎	義美	君	商工振興課商工観光政策GSL	川野	洋也	君
商工振興課企業振興室主査	春口	康太	君	商工観光施設課施設管理G主査	泊口	清輝	君
建設部長	西元	剛	君	建設政策課長	竹下	淳一	君

建築住宅課長	侍園 賢二 君	建設施設管理課長	安田 善郎 君
建築住宅課課長補佐	鶴ヶ野 浩二 君	建設政策課主幹	河野 博志 君
建設政策課主幹	丸山 省吾 君	建築住宅課主幹	和田 清仁 君
建設施設管理課主幹	桑幡 孝志 君	建設施設管理課道路維持第2G長	上脇田 良人 君
建設政策課政策G主査	今村 翔 君	建築住宅課建築第2G主査	有枝 隼人 君
教育部長	池田 宏幸 君	教育総務課長	林元 義文 君
学校教育課長	阿多石 英樹 君	社会教育課長	福永 清美 君
学校教育課長補佐	尾崎 裕樹 君	社会教育課長補佐	田上 裕紀 君
社会教育課主幹	井上 寛昭 君	教育総務課教育政策G長	山内 太 君
学校教育課学事G長	住吉 康賢 君	学校教育課学事G指導主事	前原 佑亮 君
学校教育課学事G指導主事	川内 孝 君		
上下水道部長	上小園 伸一 君	上下水道総務課長	寶徳 太 君
上下水道総務課主幹	滝間 宏 君	水道工務課主幹	深水 孝志 君
水道工務課工務第1G長	岩元 陽一 君	水道工務課工務第1GSL	崎山 康仁 君
水道工務課工務第2GSL	渡部 司 君	水道工務課工務第2GSL	岩城 宣丈 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第49号 令和5年度霧島市一般会計補正予算（第3号）について

議案第50号 令和5年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前10時00分」

○委員長（鈴木てるみ君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る6月20日の本会議で付託されました議案2件の審査を行います。お手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。

△ 議案第49号 令和5年度霧島市一般会計補正予算（第3号）について

○委員長（鈴木てるみ君）

議案第49号、令和5年度霧島市一般会計補正予算（第3号）について、総括及び市長公室の審査を行います。総括の説明を求めます。

○総務部長（小倉正実君）

議案第49号令和5年度霧島市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。本予算は、新型コロナウイルス感染症等にかかる本市の緊急対応策第5弾となる5事業に要する経費をはじめ、国・県などから事業採択等の通知があった各種事業に要する経費等を主なものとしています。歳入につきましては、特定財源としてそれぞれの事業の実施に伴う国・県支出金、市債等を、一般財源として令和4年度からの決算剰余見込み額の一部を計上しています。その結果、歳入歳出それぞれ6億1,370万9,000円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ667億2,745万6,000円とするともに、繰越明許費及び地方債の補正を行おうとするものです。以上で、総括に係る説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

歳入部分からお聞きしておきたいと思うんですが、今回、国県の支出金、市債、これらを活用し

て補正予算を組んだということなのですが、予算書の例えば新型コロナウイルスの感染症を見たときに、国庫補助金で5,520万円が計上されております。これが、それぞれの所管への配分ということで、歳出予算として回っていくわけですけど、今回のこのコロナウイルス感染症の対応の地方創生特例交付金、これは、全額計上したという理解でよろしいんですか。また、逆に、まだこの余力といえますか、今後のために、少しでも留保財源ということで、残しているとか、そういうことはなかったのか、お示しいただけますか。

○総務部長（小倉正実君）

今委員から御質問のありました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金こちらにつきましては、低所得者世帯支援枠というものと同様と推奨事業メニューという二つの枠があります。その中で、低所得者世帯支援枠につきましては、先の5月15日に臨時会を開催していただきましたときに、住民税非課税世帯への3万円の給付ということで、予算計上を既にしてしております。それ以外の2番目の推奨事業メニューにつきましては、霧島市に現在限度額として示されている金額が3億7,976万1,000円となっております。その中で、補正予算第2号として計上しましたものが、先ほど言いました非課税世帯の3万円と同時に、その他世帯の給付金を3万円分と、市内の中小企業者等への事業継続給付金を補正第2号で計上した分が、2億2,890万円となっております。先ほど委員のほうから説明がありました、今回の2号補正で計上しておりますのが5,520万円となっておりますので、残額としまして9,566万1,000円が今後計上する余裕がある分というふうに取り扱っていただいております。

○委員（前川原正人君）

そうしますと今後のために、ある意味余剰的な、何が起こるか分からないと。予防接種等も1年間は延長されたという、背景もあるわけですけども、今総務部長おっしゃった約9,566万円が地方創生臨時交付金で残っているんだとなったときに、今度は逆に、衛生費の国庫補助金、これとはまた政府の財布は一緒でしょうけど、いわゆる所管ごとで行ったときに、これも同じような考え方でよろしいのかどうなのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○総務部長（小倉正実君）

今説明がありました衛生費の国庫補助金につきましては、説明資料の2ページになりますけれども、後もって保健福祉部から説明があると思っておりますが、こちらの予防費の中で、予防接種事業として計上しているものに、全額10分の10国庫補助を充てているものです。ワクチン接種についてはまた説明があると思っておりますけれども今後の状況を見据えながら、国庫補助等を活用して事業を実施することになると思っております。

○委員（前川原正人君）

もう1点は、歳入部分で、繰入金ですけど、特定基金繰入金、これが特定建設事業基金繰入金ということで850万円、これは決算の状況を見て、それに伴った措置だというふうに理解しますが、例えば5月31日末日での基金残高、出納閉鎖時、そして現在の残高がどの程度の数字を示しているのか、お知らせいただけますか。

○総務部長（小倉正実君）

今の御質問は、特定建設事業基金についてでよろしかったでしょうか。今言われました特定建設事業基金の繰入金につきましては、今回の補正で850万円を充当しております。それにつきましては、また説明があると思っておりますけれども、予算説明資料、説明資料の3ページの1番上の働く女性の家事業費に750万円。県特定建設事業基金につきましては、現在のところが、令和4年度の決算の調整中でございますので、正確な数字ではなく、変更等もあるかもしれませんが、現在のところ、令和4年度末見込額が56億5,286万3,000円でありまして、今回の取崩し等を反映した場合の令和5年度末の見込額が50億9,292万円と考えております。

○委員（前川原正人君）

もう1点は、繰越金で補正予算の第3号の中で、20ページ21ページに記載があるわけですけど、

これが繰越金で3億6,655万1,000円ということになるわけですが、例年から見たときにはどうなんですか。例えば、当然今後、交付税が減っていくであろう。事業費も上がっていくだろう、事業も今後増えていくだろうということを見越して、様々あると思うんですけども、この繰越金という点でいったときに、例年の推移から見た場合にはどのような推移を示しているんですか。

○総務部長（小倉正実君）

繰越金につきましては当然、今回で言いますと令和4年度の決算の状況、歳入歳出の状況に応じて、繰越金がどれだけ発生するかということと、当然、令和4年度から令和5年度に繰り越す事業等があればその財源として活用する分も加味することになります。そうなった場合に、それぞれの年度に応じて、歳入に合わせた歳出支出をしていきますけれども、その差額がどれくらい発生するかという状況に応じますので、先ほど委員からありました、交付税の状況等に応じて、変わるということはちょっと違うのかなというふうには考えております。実際の状況については先ほど言いましたとおり、令和4年度決算については、まだ決算の調整中ではありますが、令和3年度と比較した場合には、大体でございますけれども、実質収支のところが3億8,000万円程度増える見込みであります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで総括に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時18分」

「再開 午前10時19分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市長公室の審査を行います。市中公室の説明を求めます。

○市長公室長（富永博幸君）

議案第49号令和5年度霧島市一般会計補正予算（第3号）のうち、市長公室所管の補正予算の概要につきまして、説明いたします。補正予算説明資料の4ページをご覧ください。安心安全課の水防防災費におきまして、この度、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成事業について決定通知があったことから追加計上するものです。詳細につきましては、安心安全課長が説明いたします。

○安心安全課長（山口留美子君）

安心安全課に関する令和5年度一般会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。予算説明資料は4ページ、予算に関する説明書は44～45ページになります。水防防災費の自主防災組織育成事業において、国分広瀬地区防災会の活動備品の整備に要する経費として、30万円を計上しています。これは、一般財団法人自治総合センターが実施している令和5年度一般コミュニティ助成事業に昨年10月に申請していたところ、本年3月に決定通知があったことから、今回追加計上するものです。内容としては、自動体外式除細動器、いわゆるAEDなどの活動備品を整備しようとするものです。財源としては、諸収入で一般財団法人自治総合センターからの助成金30万円を追加計上しています。以上で、説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村和人君）

ただいま御説明ありました自主防災組織育成事業ということで、本当に自ら防災意識を持って活動することは大事だと思ってるんですけども、これの申請に至る経緯は、その組織内で多様な計画等があった上で今回の申請ということでもよろしかったでしょうか。

○市長公室安心安全課長（山口留美子君）

広瀬地区防災会は、国分広瀬地区自治公民館の中に、自主的な防災活動を行い、風雨災害、地震その他災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的に、平成14年に組織化されております。その中で、地区のほうで、年に1回、防災訓練をされたり、あるいは、毎年2月ぐらいに火災予防週間に合わせて、消火訓練、応急手当などの行事を実施されております。そういう訓練をされる中で、地元のほうで、必要な備品ということで、自治、一般財団自治総合センターのほうが実施されている、このコミュニティー助成事業のほうに申請されて、今回採択をされたというところでございます。

○委員（野村和人君）

広瀬地区の方々が本当に真剣に頑張ってるのを感じております。この自主防災の意識が、ほかの地域の方々は、なかなかあんまり感じない部分もあるんですけども、どのように分析されてますでしょうか。

○市長公室安心安全課長（山口留美子君）

市のほうでは、自主防災出前講座ということで、防災意識の啓発などを行う講座を行っております。またその中で実施される防災訓練などの支援を行ったり、あるいはその訓練をされたときに、けがなどがあったときの共済保険というのも入っております。また、地区防災計画というのをつくっていらっしゃるところが7か所あるんですけども、そういうところへの策定支援なども行っております。また、県のほうが実施される地域防災リーダー養成講座というのもありまして、その周知、また参加のほうもしてもらっているところであります。

○委員（野村和人君）

市内全域の方々が、防災意識をしっかりと持っていただけるように、今後も努めていただきたい。そしてまた、そういう方々のこのような申請を促せるような状態になればというふうに思っています。お願いいたします。

○委員（木野田誠君）

口述書にAEDなどの活動備品ということでありますが、ここを詳しく教えてください。

○市長公室安心安全課長（山口留美子君）

広瀬地区防災会のほうでは、AEDのほかに、ハイフラッシュ合図、誘導棒ですね。避難誘導に使う合図灯を8本、それから非常用の防災ラジオを1基購入されるということで、今回申請をされているところです。

○委員（木野田誠君）

そしたらAEDそのものは幾らぐらいするんですか。

○市長公室安心安全課長（山口留美子君）

税込みで29万1,500円の見積書のほうをつけていらっしゃるところです。そのほか、合図灯のほうですけども、3,300円のを8本、全体で税込みで2万9,040円、それから非常用ラジオということで、1万3,000円の税込みで1万4,030円。合計で33万4,840円の見積りで請求のほうをされているところです。

○委員（木野田誠君）

この30万円は事業費の何割を占めてるんですか。

○安心安全課主事（野村勇作君）

質問の確認ですけどこのコミュニティー助成の県内全体の事業費の額ということですかね。

○委員（木野田誠君）

いわゆるコミュニティー事業費っていうのは、何割の補助事業になってるのかっていうことを知りたい。

○市長公室長（富永博幸君）

今回のこの広瀬地区の場合で御説明しますと、先ほど見積りのお話をしましたけども、見積り額は33万4,840円。いわゆる端数を切捨てて30万円という決定を受けているところでございます。です

から何割ということではないということでございます。

○委員（前川原正人君）

今の木野田委員の質問に関連をするんですけど、一般財団法人自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業ということで、いわゆるこちら側が申請して、そしてオーケーが出て採択という流れになっていくんでしょうけれど、採択要件ってどうなっているのですか。

○市長公室安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

採択要件につきましてはこちらにいただいている状況です。こちらのほうで、各防災組織から要望が上がったものを県を通じて申請いたします。その中で何らかの基準というのは持っていらっしゃると思いますが、明確な基準というのは、お示しはないですが、ただし、令和2年度は新川地区で190万円という、かなり大きな額を助成いただいています。そのときには、県庁の職員の方も、夜間の会合とかにも積極的に参加されて、活動内容というのを確認された上で助成いただいたという経緯があります。ですから、何らかの形でそういう活動内容というのを審査基準になっているものというふうに推測です。ただし、明確なものはいたできておりません。

○委員（前川原正人君）

普通、大体、採択基準というの一つの例があって、それを満たしたときに、オーケーと。一つは、言葉は悪いですけどトンネル事業ですので、それは分からない部分あるかと思います。そこでお聞きをしておきたいのは、こういう自主防災事業の公民館が主体になってやるわけですけど、それ以外でも申請は大いにやって、こういう活用方法ができるという理解でよろしいんですか。採択するしないはここで決められないってのはわかりますけど、申請は一応やってもいいよと。しかし、採択されるかされないかは、感知できないよという、そういう理解でよろしいわけですか。

○市長公室安心安全課長（山口留美子君）

事業の申込みについてはこちらのほうも、4月にある自治公民館の館長会長会、あるいは、コミュニティ助成の募集の直前に班回覧などを通じて募集をしているところですので、別に募集に対して制限をかけるというのは特にはないところです。先ほどの募集要件なんですけれども、一般財団法人のほうで募集をする際の助成概要ということで書いてあるのを申し上げます。一定の地域住民が地域を災害から守るために、自主的に結成した組織又はその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接必要な設備など、建築物（消耗品は除く。）の整備に、助成ということで助成概要ということで、財団法人のほうは、そういう概要を持っていらっしゃるというふうになっております。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃることが一つのラインにはなっていくと思うんですけど。要は市内でこの活用を今課長がおっしゃるように、啓発をして大いに申請してくださいと。今、事例として、どれぐらいのそういう組織が申請をされていらっしゃるんですか。

○市長公室安心安全課長（山口留美子君）

今回の令和5年度の申請は、三つの団体のほうから申請があって、今回広瀬の防災会のほうが採択されたということでございます。

○委員（木野田誠君）

課長の口述の中で国分広瀬地区防災会は、広瀬地区公民館の中の組織であるということでありました。確か、地区公民館とかそういうところの公的な施設にはAEDは、既に設置されていると思うんですが、これは、こういう防災組織等を組織したら、申請ができるというような地区公民館にとっては、極端なこと言うと2台目になるわけですけども、そういう形で追加の申請ができるというふうに、理解していいですか。

○市長公室安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

AEDにつきましては健康増進課のほうで、各地区に配備をしている状況でございます。広瀬地区は活動も活発であり、また、人口も多いということで、各公民館だけでなく、例えば、広瀬地区

であれば、児童体育館、国分隼人クリーンセンターなど広瀬地区だけで5か所、もう既にAEDを配備してございますが、その中でも、公民館活動の中で、やはり、今10号線沿いにある、いわゆる広瀬の公民館、そこに配備がないということで、要望があったということでございます。ただし市が配備してAEDにつきましては、維持管理についても市が行います。今回導入予定されていますAEDにつきましては今後のバッテリー交換等の維持管理は公民館のほうでされるということでございます。今回この事業を、例えば防災組織があるから、このAEDをもうもう1台配備という意味ではなく、あくまでも、今回、広瀬地区としてAEDがもう1台どうしても必要だという判断があったというものでございます。

○委員（木野田誠君）

ということは、今、仮に地区公民館に1台、配布されている、それにプラス欲しければ、地区公民館でも要望はできるという理解でいいですね。

○市長公室安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

おっしゃるとおりでございます。ただし、先ほど申し上げましたけど、維持管理、バッテリー交換等は、約5万円、機種によって違いますけど、多額の費用が発生します。そこについては今後、御負担いただくというは御理解いただきたいと思っております。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで市長公室に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時29分」

「再開 午前10時31分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、企画部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（出口竜也君）

議案第49号令和5年度霧島市一般会計補正予算（第3号）のうち、企画部関係の補正予算について説明します。今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、地域政策課において、事業の拡充を1件行おうとするものです。詳細につきましては、地域政策課長が説明しますので、審査賜りますようお願いいたします。

○企画部地域政策課長（宮永幸一君）

地域政策課関係について説明します。地域政策課関係経費について、一般会計補正予算書（第3号）の2、3ページ、一般会計補正予算（第3号）に関する説明書の26、27ページ、一般会計補正予算（第3号）説明資料の6ページ、新規事業等概略図の3ページに記載しています。それでは、歳出補正の内容について、一般会計補正予算（第3号）説明資料に基づき説明します。6ページをご覧ください。歳出につきまして、（款）総務費（項）総務管理費（目）霧島ふるさと元気再生事業費の補正額は、霧島市地域公共交通計画推進事業として、189万8,000円の増額を計上しています。内容としましては、霧島市地域公共交通計画に基づき、中心市街地を運行する一部の路線バスに、車両運行位置をウェブ上でリアルタイムに提供するバスロケーションシステムを導入することにより、地域公共交通の利便性の向上を図るものです。歳入につきましては、特定財源として、（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）総務費国庫補助金（節）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から本事業へ、140万円を充当しています。以上で説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（野村和人君）

御説明いただきましたポンチ絵のほうの3ページのほうに、現在も大幅な遅延が起こっているというような御説明がありました。どのぐらい遅延等が起こっているのか御説明いただけませんか。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

遅延の状況につきましては、正確な時間帯等は押さえておりませんが、以前、市のほうに問合せがあったケースで申し上げますと、そのときに最大30分の遅延が発生しておりました。

○副委員長（久木田大和君）

ポンチ絵のほうで、予算見積りの中でイニシャルコストとランニングコストということで、ランニングコストが8か月分計上してありますけれども、想定としては、この12か月分が毎年度かかっていくという認識でよろしいでしょうか。

○企画部地域政策課長（宮永幸一君）

委員の想定のとおりでございます。

○委員（野村和人君）

あとこれの利用をするためには、実際、スマホか何かのアプリを入れてということで利用になっていくのか、確認させてください。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

今回導入を検討しておりますシステムにつきましては、アプリ型ではなくてウェブ型という形になりますので、特にアプリのダウンロード、インストール等は不要でございます。

○委員（野村和人君）

無料で利用できるということによろしかったでしょうか。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（野村和人君）

スマホをお持ちでない方々もおられると思いますけれども、そういった方々に対するサービスはできないということになってくるのか確認させてください。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

今回導入いたしますバスロケーションシステムにつきましては、やはりスマホをお持ちの方がユーザーとなってまいります。スマホ等をお持ちでない方につきましては、従来どおり、例えばなかなかバスが来ないとなったときには、営業所、もしくは市の担当窓口のほうにお問合せをいただくというような形になろうかと思えます。

○委員（野村和人君）

今回はこの路線、2路線ということですが、今後に向けて他の路線についても考えていらっしゃるのかお聴かせください。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

今回、この2路線のほうを選定した経緯につきましては、先ほど野村委員のほうからも御質問がありましたとおり、やはり国分隼人中心市街地における大幅な遅延といったような状況がございます。今回導入する予定であるロケーションシステムにつきましては、既に今、隼人循環ワゴンのほうでも導入をいたしております。また、予算のほうをお認めいただきまして、市街地循環バス、あるいは妙見路線バスのほうへの導入が決まった暁にはまた、これらについての利用実態でありますとか、費用対効果も勘案しながら、他の運行路線への拡大、拡張についても検討していきたいというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

ちょっと上がった質問になるかもしれませんが、不安軽減につながるということでこのシステムを導入するということであるわけですが、この不安の軽減に至るまでの経緯ですかね、経緯とか、必要性、この辺を、これ必要だったのかどうかその辺をちょっと説明いただけますか。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

実際にこの市街地循環バスに乗られている利用者の声として紹介いたしますと、その方というのは、朝ですね、大体毎日のようにこの市街地循環バスを利用されていると。支援が発生するにして

もですね、通常は大体想定内の5分、10分ぐらいの遅延であったと。ところが、ある日なかなか5分たっても10分たってもバスが来ないと。そうなったときに、ではバスが今どこにいるのか、そこら辺の把握ができないと、なかなか次のステップ、次の行動に移せないといったような御意見をいただきました。具体的には次のステップとなりますと、例えばタクシーを呼ぶとか、あるいは仕事でしたら、配偶者の方にですね、職場まで送っていただくとか、そのような声というのをその方だけではなくて、数名の方からもいただいておりますので、市といたしましては、特にこの渋滞対策といたしましてもですね、このようなシステムの構築というものは必要ではないかなというふうに認識しているところでございます。

○委員（藤田直仁君）

今の説明を聴いていましたら、すごくいいシステムを導入されたなというふうには感じているんですけども、これの一般市民への告知というのはどのような形で今されて、実際もう一部では何かされているという話も聴いたんですが、私自身も全然知らなかったもんですから、どういう告知を今されていて、今後どういう展開をしていこうというふうに考えてらっしゃるかお話しください。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

既に導入をいたしております隼人循環ワゴンにつきましてはですね、市の広報誌なども利用させていただきながら、周知広報をしたところでございます。今回、新たに導入するものについてもですね、従来の広報誌でありますとか、市のホームページに加えまして、例えばバス車内での掲示でありますとか、あと一番効果的なのはですね、実際にバス停に周知をする。バス停にですね、例えばこのサイトへのアクセスのQRコードのほうを全ての停留所のほうに添付をいたしまして、併せてシステムについての概略的な周知広報も行っていきたいというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

今、それぞれ各委員から出たんですが、確かに遅延を少しでもなくしましょうと。なくましようという前提で、どこにバスがいるかということを経営の人たちに分かるようにということで、一つの取組ではないのかなと思うんですが、いわゆる、これを、いわゆる何ていうんでしょう、把握するセンターが必要になってきますよね。例えばサーバーがあって、スマホなりパソコンなりで入って行って、大体どの辺にいるであろうということが、そういうメンテナンスなんかも当然あると思うんですけど、そういう中心的な心臓部というんですかね。この、システムを導入することの、中心の、ちょっと言葉が見つからないんですけど、センター的役割というのは、バス業者さんが全部されるという理解でよろしいんですか。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

ポンチ絵のほうのイニシャルコストのところにもですね、内容を掲載しておりますが、まず、全ての対象となる車両にですね、GPS端末のほうを設置いたします。基本的にはGPS端末からの位置情報を通じて、ウェブ上でリアルタイムに配信をしていくというような形になろうかと思いません。

○委員（前川原正人君）

バスの運転士だったもんですから、知らなくて。国鉄バスの運転者だったもんですから、こんなものがあるんだと思って驚きました。了解しました。それともう一点はですね、先ほど部長、課長からもありましたとおり、霧島市の地域公共交通計画に基づいて、今回の取組を拡充させていくんだということで説明あったわけですけど、このデータで見ると、2020年の市街地循環バスの利用者数がですね、これはもうあくまでもおしなべた数字だろうと思いますが、3万5,462名、これが2021年、おとしですね。これが統廃合をし、再編をし、よりよく充実をさせてきたという背景もあるんでしょうけれども、若干ですけども、3万6,533人へと上がっているわけですね。遅延を少しでもなくするということがなれば、当然それにある一定程度、右へならえをして、利用者も増えていくであろうということが推測できるんですけども、どれぐらいの、何ていうんでしょう、増加率を見込んでいらっしゃるんですか。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

今、前川原委員のほうからございました利用者数ですね、恐らく直近の数字かと思えます。で、令和5年度に入りまして、現状ですね、市街地循環バスの利用者については、昨年度と比較しても増えている状況でございます。そこは社会的な要因等もあろうかと思えますが、まず委員のほうからも先ほどありましたとおり、市街地循環バスについては、約3年前にですね、路線の大規模な再編等も行いまして、そこから現在に至るまで、少しずつではありますが、定着といいますか、認知も進んでいるのかなというふうに考えているところでございます。今回、新たにバスロケーションシステムの導入によりまして、さらに、特に若年層の方の利用者増というところは見込んでいるところでございますが、具体的に何%というところまではですね、現時点では具体的な数字については見込んでいないところでございます。

○委員（前川原正人君）

ただ、やはりやる以上は完璧にやりたいですし、100%以上を求めたいというのは分かるんですけど、要はただ、ダイヤ改正なんかによる改正、改善、こういうのも当然必要になってくるであろうし、かと言って余りに便数を増やしてしまうと、今度は経費的な部分で、やはり事情が出てくるのかなという気もします。そういう点を考えたときに、時間的な配分の在り方とかですね、そういうのも今後の課題としては、これが導入をされて、また見直しということも十分考えられるという理解でよろしいですか。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

委員御指摘のとおりということはこちらのほうも認識をしております。ロケーションシステムの導入にあわせまして、例えば運行時間帯でありますとか、運行便数の見直し、これらについてはですね、不断に進めていかないといけないというふうに考えているところです。

○委員（木野田誠君）

市街地循環バス、それと妙見路線バスということで、市内を走る路線バスということでもありますけれども、国分隼人とそれから中山間地を結ぶ路線バスですね。この辺に将来的な拡充は予定をされているのかどうか、お伺いします。

○企画部地域政策課長（宮永幸一君）

その拡充につきましては、やはり、今の時点では、渋滞で遅延をしているところに対して、そういう、てこ入れじゃないですけども、こういうシステムを使った形で、使われる利用者に対するそういうストレスの軽減といいますかですね、そういう次の行動へのワンステップの判断材料になるための導入ですので、それが行く行く中山間地に絡むような部分でのバスの運行で、やはり、そういう渋滞とか、支障が出てくるような場合があれば、こういうシステム等の導入というの、検討していくことに、判断材料になろうかと思えます。

○委員（木野田誠君）

よく分かるんですけども、例えば、観光地を抱えている霧島神宮駅をとってもですね、あその始発であれば問題ないと思うんですけども、始発じゃないバスもですね、結構あるわけですから、あの辺にあったら観光客のためにも非常に良いシステムだなというふうな感じがしたもんですから、その辺のとらえ方はどうですか。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

御指摘のとおりですね、例えば霧島神宮でありますとか、鹿児島空港ですね、そういうところを運行する、特に観光客をターゲットとした路線系統への導入というものはですね、意義があるものだというふうには考えているところでございます。ただ、中にはですね、バス路線については、例えば霧島市とほかの市をまたがって運行するような路線もあったりとかいたします。こういうものについてはですね、このロケーションシステムに係る経費について、霧島市だけが費用を負担するというのも、そこはいかがかなと。ほかの例えば始良とか霧島とかですね、またがって運行するようなものもございますので、そこら辺の費用負担等もですね、とらまえながらまた検討していきたい

いというふうに考えているところです。

○委員（川窪幸治君）

すいません、少し確認のほうさせてください。この、予算のほうを通った場合なんですけど、認められた場合はこれはいつからの開始ということになりますか。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

ポンチ絵のランニングコストのところの内容でですね、8か月分と。ランニングコストについては8か月分を計上しております。逆に言いますと、8月からの稼働開始を目指しております。

○委員（川窪幸治君）

今、お聴きしまして、8月ぐらいからの始まりということになるんですけども、バスの会社のほうがされてるので、安全管理自体はですね、多分もう万全だとは思いますが、そこに対してですね、シミュレーション的なものというのが多分必要ではないかなと思うんですけど、この辺のところは、これまでどれぐらいの回数行われてきているのか、あればお示しください。すいません。アプリを使っただけですね、シミュレーション的な、要は職員の方でもいいですけど、こういうふうにやってみたと。今ここに説明書きがありますけれども、こういうのを何度か試されたことがあるのか。そこのところがあれば、お示しください。ちょっと説明不足でした。バス会社とこちらの市役所側、行政側と一体になって、そういうようなシミュレーションしたことがあるかないかということですよ。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

バス会社のほうとはですね、霧島市のほうで、何らかこのバスロケに関するシミュレーションと申しますか、やりとりというところは特段ございません。ただ、バス会社もですね、バスロケーションシステムについて、鹿児島市内を運行する路線バスについては既に導入をなされておりますので、そういう点ではですね、バス会社についても、今回新たに霧島市で導入するにしても、それについての、何らかの何ていうのかアレルギー的なものはないのかなというふうには考えているところです。

○委員長（鈴木てるみ君）

はい、休憩します。

「休 憩 午前10時54分」

「再 開 午前10時57分」

はい、再開します。ほかにありませんか。

○委員（有村隆志君）

いいシステムを、これは前から一般質問でも結構出ていた話だったんですけども、いいのができたと思います。それで、要は、私たちは議会で、第一工大生の中に外国人がいらっしゃって、その方たちがですね、バスが何分に来るか分からんと。それから、市内を周るのにちょっと分かりやすくしてほしいという御希望がございまして、ちょうどいい機会ですので。それからこれには、やはり多言語に対応できるように、ぜひそこ、もしできれば、できれば第一工大生からお話がありましたように、中国人の方だったんで、そこら辺をちょっと配慮できればというふうにできますか、どうですか。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

現在考えておりますのは、英語についてはですね、少なくとも対応する予定でございます。また他の言語についてもですね、導入のベンダー等ともまた協議を進めていきたいというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

その今のGPS端末の関係ですけど、これは脱着可能だろうと思いますが、何台購入になるんですか。

○企画部地域政策課主幹兼地域政策グループ長（横山雅春君）

GPS端末についてはモバイル型になりますので、持ち運び可能なものですね。台数は7台となります。

- 委員長（鈴木てるみ君）
ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで企画部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時59分」
「再開 午前11時01分」

- 委員長（鈴木てるみ君）
休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市民環境部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

- 市民環境部長（有満孝二君）

議案第49号令和5年度霧島市一般会計補正予算のうち、市民環境部所管の予算の概要について、説明いたします。第3号補正予算説明資料1ページをご覧ください。コミュニティ助成事業について、一般財団法人自治総合センターの決定を受けたことから増額補正を行うものです。以上、市民環境部で所管する歳出予算の説明を終わらせていただきますが、その詳細や、歳入予算等につきましては、引き続き、市民活動推進課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

- 市民活動推進課長（吉永利行君）

市民活動推進課に関する令和5年度一般会計補正予算について御説明いたします。令和5年度霧島市一般会計補正予算（第3号）に関する説明書は26ページから27ページ、令和5年度霧島市一般会計補正予算（第3号）説明資料は1ページです。共生協働推進費の共生・協働推進総務管理事務事業において、植村今村地区自治公民館及び宮内地区自治会連絡協議会の活動備品の整備に要する経費として、380万円を計上しています。一般財団法人自治総合センターが実施している令和5年度一般コミュニティ助成事業に昨年10月に申請していたもので、本年4月に決定通知があったことから、今定例会で補正予算を計上したところです。内容については、植村今村地区自治公民館がラジコン芝刈機1台、宮内地区自治会連絡協議会がカラー複合機1台、テーブル40台、物置1棟を整備しようとするものです。歳入については、令和5年度一般会計補正予算（第3号）の2ページお聞きください。雑入でコミュニティ助成事業として、当該財団より県を通じて、事業費と同額の380万円を充当しようとするものです。以上で説明を終わります。

- 委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

- 委員（松下太葵君）

この補助の補助率を教えてください。

- 市民活動推進課主幹（原田美朗君）

一般コミュニティ助成事業ですが、助成金につきましては1件につき10万円単位としておりまして、100万円から250万円となっております。補助率100%となっております。上限が250万円となっております。

- 委員（前島広紀君）

口述書にあります。下段のほうなんですけれども、植村今村地区自治公民館がラジコン芝刈機1台ってあるんですけれども、ラジコンを使って芝刈りをするぐらいの広い面積なのか、どこの何の芝を刈るのか。その辺りをお尋ねしたいと思います。

- 横川総合支所長兼横川総合支所地域振興課長（堂平幸司君）

はい今、植村今村地区の自治公民館につきましては、7自治会が組織しております。年間を通じてですね、JR、植村駅周辺、あるいは肥薩線沿線の法面ですね、あるいはその周辺とか、植村駅

の周辺には春にきれいな桜の木もたくさん増えておりますので、その桜の木の周りの草刈りややぶ払い、それから万膳川河川敷などもございますので、その辺の草払いもしているところがございます。総会資料によりますと、年間3回ぐらいの草払いをしているところがございます。

○委員（前島広紀君）

これ見て思ったのは公民館の広場だけかなというふうに思ったわけなんですけれども、今の説明を聞きますと、河川の法面とかそういうところもするという話にも聞こえたわけなんですけれども。それは本当私らも河川アダプト制度などで、河川の堤防の草刈りなどもしているわけなんですけれども、本当にもう高齢化で草刈りが出来ない状況も現実にある中で、こういうものでそういうところの草刈りができるというのであれば、いいことなんですけれども。どのぐらいの程度のことのできるのか知りたかったんですけれどもまたそれはおって現場を見に行かしていただければというふうに感じたところです。

○委員（前川原正人君）

安心安全課及び総務部のほうとの関連をするコミュニティー事業ということで、恐らく同じであろうという理解をするわけなんですけれども、この要件っていうのは、先ほどもお聞きをしたんですけれども、こちら側の裁量で良し悪しを決めることが出来ない。この一般財団法人の自治総合センターが、コミュニティー事業として展開している事業であって、申請は自由にできるということなんですけれども、霧島市の場合ですね、今のここの所管では、去年の10月ぐらいから申請をしていた。今回、採択をされたという、これまでの経緯があるわけなんですけれども、ほかの自治公民館とか、ほかの地域でこのような活用をしてやりたいというところはどれぐらいあるものなんですか。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

今回の申請では3件あがってます。そのうちの2件が採択されたということでもあります。

○委員（前川原正人君）

もう一つはですね。確かにこういう事業を使って備品を購入し地域を活性化させていくという点は評価ができるわけなんですけれども、これはのちのちのいわゆる維持管理費ですね。これなんかがある意味公民館の負担になってはならないと思うんですね。それを覚悟で申請をされていると思いますが、そういうところの手当てといいますか、補助的な行政方が指定管理として公民館にお願いをしている側面もあるわけですので、それらの議論とか検討とかいうのはないわけですか。

○市民環境部長（有満孝二君）

私のほうが昨年まで市民活動推進課長をしておりましたのでお答えさせていただきますが、地域のほうからはいろいろな要望等がございます。当然そういう備品、機器等に対しての維持管理費に要する部分のものも見れないのかというような部分もございます。ただ、市のほうで持っております補助金の部分の中としては、御存じのとおり地域振興補助金とか、地区活性化補助金とかいろいろ制度を設けておりますので、市民活動推進課の部分の中ではその範囲内の中で対応ができる部分については対応させていただいているところです。ちなみに、地域振興補助金の部分の中で草刈り機等の購入等も昨年度、中に入れたような状況もございますので、地域のほうの要望等が大きい状況であれば、またそこらも検討しながら、今後の対応していきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

今、部長おっしゃるように、行政のほうは、言葉悪いですけど、トンネル事業になってるわけですよ。効率のよい使いやすい事業を使って、地域のために備品を購入していただくと。それは大いに結構なことなんですけど。要はその後々の公民館が、いわゆる高齢化が進んでいて、もう使う人たちがいない。この備品は要らないよとなったときにですね、たればの話にしかならないですけど、それっていうのはいずれくることなんですよ。5年後、10年後、備品をいただきました。よかったよかったと、経費についても公民会で見ましょと。もうそれぐらいはいいよねっていうこともあり得る話ですよ。でも、最終的に事業を使ってそういうのが残ったときにこの後始末とかですね。そこまでやはり想定しておくべきではないのかなと思います。その辺の対応策なんか

についての議論というのではないわけですか。

○市民環境部長（有満孝二君）

委員言われる部分についてはよく理解できる部分であると思います。ただ、自治会等の縮小、減少等があった場合等につきましては、やはりその自治会をどうするのかっていうのは、しっかり協議をしていかないといけない部分であると思います。周辺の自治会等と一緒に、合併というような状況の補助金等もつくっておりますので、そこらについては、何かしらの手だてをして、その組織は保っていかないといけないと思っておりますので、もし、近隣の自治会等と一緒に、よければ、その中で使っていただくなりっていうのはできるのかなと思っておりますので、またそのような相談等があった場合はそのとき時々の対応をさせていただければと思っております。

○委員（木野田誠君）

さっき部長からはありましたように、市の補助事業として地域振興あるいは活性化事業があるわけですが、これは60%の助成ですよ。今回の場合は一般コミュニティー助成事業100%、250万円以下ということですが、この申請された二つの自治体は、この事業を知って申請されたのか。もう一つはですね、そこら辺の振り分けは部としてはどういうふうにしたのかそこを教えてください。

○市民活動推進課主幹（原田美朗君）

周知に関することになりましたが、一般財団法人自治総合センターから県の地域政策課を通じまして本市の企画政策課へ募集がありました。その際に自治会長宛の文書とホームページによって周知をいたしております。その中で、今回は、この3件が見られたというか確認されたということで応募があったっていう経緯がございます。

○市民環境部長（有満孝二君）

ちょっと補足になるかどうか分からないんですが、ちなみに今回、採択になっております植村今村地区の部分でございますけれども、ここの地区につきましては令和3年度、令和4年度事業の募集、令和3年度のときにも手を挙げておりました。ただ、そのときには採用がなかったということで、採択されなかったということで、今回また、再度、申請いたしまして採択になったというような状況がございますので、出せば全てがオーケーになるというものではないというものでございます。

○委員（有村隆志君）

その文書は自治会長に出したということで自治会長に出したということですね。

○市民活動推進課主幹（原田美朗君）

企画政策課のほうに確認いたしました。自治会長発送文書とホームページということになっております。

○委員（野村和人君）

このコミュニティー助成事業の条件として年度内、報告なりが必要なのかなと思うんですけども、昨今の半導体不足の状況でこのラジコン芝刈機等ですね2年とかいうお話も聞いたりもしています。実質上このカラーコピーもだと思ってしまうんですけども、年度内納入が見込めているのか確認させてください。

○単人地域振興課主幹（野辺貞孝君）

今回宮内地区でA3カラー複合機っていうのを申請してはいますが、京セラの商品になりますけれども、年度内の納入というのは十分可能でございます。

○横川総合支所長兼横川総合支所地域振興課長（堂平幸司君）

こちらのほう確認はしてないんですけど。そのようにできるようにしたいと思います。

○委員（前川原正人君）

コミュニティー事業も幅が広いわけですが、要するに計画書を出さなきゃいかんですよ。計画書を出したら今度実績報告書を出さなきゃいかんですよ。それを今までのことでもあるんで

すけれど、それは行政が主体になって実績報告書等は提出をするという理解でよろしいですか。それとも、事業を受け取ったところが主体的に報告書を書くなり、やはりそういう、一つの時系列的な部分というのはどうなっていますか。

○隼人地域振興課主幹（野辺貞孝君）

これは市のほうに予算が流れてきますので、市のほうがちゃんと県に対して実績報告をするということで、こういった備品の購入については、前回令和2年も実績があるんですが、非常に事細かな写真の報告というかですね、角度とか、置いてあるとか、電源の関係とか、細かなのを全部県のほうが確認をして、県からセンターのほうに報告されるという流れですので、そこはもう私どもが責任を持って報告書を作成するということになります。

○委員（前川原正人君）

報告書は1回限りなんですが私もこういう事業があるというのは存じ上げてはおりましたけれど、1回だけ報告をすればいいのか。例えば、いわゆる、国庫補助なんか受けた場合は、補助金適正化法が適用になって、何年とか何十年とか売っては駄目だよとか、ちゃんと持ってなさいとか、そういうのもあるわけですけども、そういう、何でしょう、持っている期間とかそういう要件等があるわけですか。

○隼人地域振興課主幹（野辺貞孝君）

令和2年度の実績が隼人の姫城地区であるんですが、そのときにきちっとした報告書を一旦出すんですがすごいキャッチボールがあります。この角度からこの角度、その年度で実績がセンターのほうに報告されると、特に後で2年後、3年後にその状況を再度確認をしたりとか、そういうのはないようですので、一旦、年度内の事業で自治総合センターというのはそれで完結するんだと思います。

○市民環境部長（有満孝二君）

この事業につきましては御存じかと思えますけれども、先ほど申しましたとおり自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業という形になっておりますので、備品等につきましては、宝くじのくうちゃんというシールがあるんですけども、そのシールを必ず貼るように見えるところに貼るよというように、その決まり事というのがあるところでございます。

○委員（藤田直仁君）

宮内地区のこの備品ですよ。それぞれの金額をまず教えていただきたい。内訳をですね。それと、40台のテーブルっていうのは結構な数なんですけれども、既存の部分も全く無いのかなという感じもするんですが、何にこれこれだけのものが必要だったのかっていうのをちょっと教えていただけませんか。

○隼人地域振興課主幹（野辺貞孝君）

まずも物置がございます。ヨド物置を想像してもらえばいいんですが、10平米以下の、そんなに大きなものでないんですが125万6,200円という額です。金額はこれからだと思いますが。それから会議用のテーブルについては、30脚がいわゆるこの幕っていうかですね、膝隠しっていうかですねそれがあるもの。そして、ごめんなさい逆でした。それが無いものが30脚、幕があるのが10脚、合計で40脚というこです値段がそれぞれ違いますが合計で77万9,600円という金額です。それからA4のカラー複合機、64万9,000円ぐらいの見積りになっておりますのでこれはファクス機能もついたのでございますのでこれぐらいで購入ができるということです。特にこの物置については、確かに今は一つありますが、やっぱり地域活動が活発になる中で備品関係も増えてくると。あるいはまた箒とかそういうのが野ざらしいにされてるのもあるということで、追加で購入をするというものです。会議用のテーブルについては、ここは公民館の位置づけがありますので、本来なら社会教育課のほうの備品として購入すべきものだと思います。しかし、社会教育課も市全体を見ないといけないということもあり、再三要望してたのに備品の予算というのがなかなかつかない。公民館でも、自分たちが使うんだから購入しようか。こういった助成事業があるんだったら、そうしようかという観

点から今回40脚を購入しようということです。何か廃棄をしてですね、新たに購入するというのは今回のこの自治総合センターの要綱には合わないもんですから、新しく足りないから購入をしようというものです。それからカラーの複合機についてはですね、社会教育課のほうがりソグラフというモノクロの印刷機を置いてはいるんです。もう非常に老朽化をして、メンテナンスが非常にかかるということから今回撤去という運びになると思いますけれども、その代替機としてですね、ビジュアルで、カラーで印刷するとよく見えるというところからですね、今回カラーの複合機を購入をしよう。そこは入替えになると思いますが、これは新たにこれを購入をしてというようなことでございますので、そういうやりとりの中でこの三つの備品を購入したいということです。

○委員（藤田直仁君）

確認ですけれどもテーブルは既存のがまずあるんですね。あつた上に追加で購入という形でよろしいんですね。

○隼人地域振興課主幹（野辺貞孝君）

かねてから公民館教室とか社会活動がされて、社会教育活動が行われておりますので当然ありますが、宮内は行かれたら分かると思いますけど館が二つございまして、大きな講堂みたいなのが、十分にそこがなかったということから、もう1か所のほうにもそういったテーブルが広げられるようにですね購入するというものです。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで市民環境部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時25分」

「再開 午前11時27分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、保健福祉部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第49号、令和5年度霧島市一般会計補正予算（第3号）のうち、保健福祉部所管の予算の概要について、説明いたします。今回の補正予算の主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業として、物価高騰等に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所等が実施する給食等への助成に要する経費等を計上したほか、本年9月以降の新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築に要する経費や、霧島市国分障害者福祉体育館の外壁等の改修工事に要する経費などを計上しています。詳細については、担当課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

はじめに、保健福祉政策課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は8～9、28～29ページ、予算説明資料は1ページです。なお、各課からの説明は、予算説明資料を用いて行います。予算説明資料1ページ、社会福祉総務費の社会福祉総務管理事務事業については、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金に係る償還金3億4,607万2,000円を計上しました。同補助金は、令和3年度から4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の拡大により困難に直面した方々への支援策として、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の支給を行った国の、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に関する補助金で、事業費の確定に伴う精算処理のため、国への償還金を予算計上するものです。以上で、保健福祉政策課関係の説明を終わります。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

続きまして、長寿・障害福祉課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は6～

9、18～19、24～25、28～29 ページ、予算説明資料は1ページです。予算説明資料1ページ、社会福祉施設費の社会福祉施設総務管理事務事業については、霧島市国分障害者福祉体育館の外壁等の老朽化に伴う改修工事に要する経費として、工事請負費1,200万円を計上しました。特定財源として、特定建設事業基金繰入金120万円及び公共施設等適正管理推進事業債1,080万円を充当しています。以上で、長寿・障害福祉課関係の説明を終わります。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

続きまして、生活福祉課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は6～11、32～33ページ、予算説明資料は2ページです。予算説明資料2ページ、生活保護総務費の生活保護適正実施推進事業については、令和5年10月からの生活保護基準の改定等及び令和6年4月調査分からの被保護者調査に関する調査項目の追加等に係る生活保護基幹事務システム改修に要する経費として、委託料110万円を計上しました。特定財源として、生活保護適正実施推進事業費国庫補助金55万円を充当しています。以上で、生活福祉課関係の説明を終わります。

○保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課長兼接種対策グループ長事務取扱（富吉有香君）

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策課関係の予算について説明します。予算に関する説明書は6～11、34～35ページ、予算説明資料は2ページです。予算説明資料2ページ、予防費の予防接種事業については、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、まん延の防止を図るため、令和5年9月以降に予定されているワクチン接種を円滑に実施するための体制構築に要する経費8,463万3,000円を計上しました。主な内訳としましては、予約システム、コールセンター運営等に係る委託料7,102万4,000円、接種券郵送に係る通信運搬費610万円、会計年度任用職員等に係る報酬262万2,000円などです。特定財源として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を全額充当しています。以上で、新型コロナウイルスワクチン接種対策課関係の説明を終わります。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

続きまして、子育て支援課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は6～11、14～15、30～31ページ、予算説明資料は6ページです。予算説明資料6ページ、こども育成支援費の保育所等給食支援等事業については、食料品価格等の物価高騰等に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等の実施が確保されるよう保育所等に対して必要な経費を支援するための経費のほか、エネルギー価格高騰の影響の軽減を図るため、保育所等に対して必要な経費を支援するための経費4,413万円を計上しました。内訳として、保育所等に対する補助金のうち給食支援分が4,318万円、LPガス価格高騰分が65万円、事務用品等に係る消耗品費28万4,000円、各種通知等に係る通信運搬費1万6,000円となっています。特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,650万円及び保育所等給食支援事業費県補助金2,189万円を充当しています。以上で、議案第49号、令和5年度霧島市一般会計補正予算（第3号）の保健福祉部関係予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。まずはじめに、保健福祉政策課に対する質疑を始めます。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

保健福祉部関係のところでお聴きをしておきたいと思うんですが、この説明資料の1ページの下になるわけですけれども、真ん中ですね、先ほど口述の中で1世帯10万円の給付をしてきたということなんですけれども、これが大体終わって、完結といいますか全部授与が終わって、あと償還金、いわゆる余ったお金はお返しをするということで理解をしますけれども、どれぐらいの何世帯に対して、どれぐらいの給付が行われたのか、それはまた率にしてどれぐらいの率になったのかですね、お示しいただけますか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

まずはじめに実績を。令和3年度の10万円の非課税世帯への支給世帯数は、1万7,826世帯、17億8,260万円を支給しており、そのあと国から追加で、令和4年度に新たに非課税世帯となった世帯にも10万円を支給しております。その世帯数が1,991世帯で、1億9,910万円支給しております。10万円支給した世帯は、合計で1万9,817世帯、19億8,170万円を支給しております。それで率を言います。今、申し上げた令和3年度、令和4年度の10万円支給については、2万976世帯に確認書というものをプッシュ式で送っております。そのうち93.7%に当たる、1万9,661世帯に支給をしたところでございます。

○委員長（鈴木てるみ君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ次に移りますが、よろしいですか。続きまして、長寿・障害福祉課への質疑を始めます。質疑はありませんか。

○委員（野村和人君）

ちょっと間違えました。改めまして外壁等の老朽化に伴う改修工事を行うということですが、この工期をどの辺どのあたりで考えてらっしゃるのか、そのときの施設の利用は可能なのか、確認をさせてください。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

工期のほうはですね、令和5年の9月中旬から、令和6年2月末頃までを考えておりまして、工事期間中は休館はいたしません。

○委員（前川原正人君）

ごめんなさい。うっかりしておりました。先ほど、政策課長のほうから、支給率といったほうがいいんでしょうかね、10万円の。これが93.7%ということなんですけれど、あとの大体約7%、6.7%程度ですね、行き渡らなかったという理由はどういうような理由があったのかですね。住所移転をしたとか、様々理由はあるでしょうけれど、特徴的なものはどういうものがあったのかですね。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

1世帯当たり10万円支給は、確認書というのをプッシュ式で非課税と思われる、非課税世帯と思われる世帯に、プッシュ世帯で、先ほど申し上げた世帯数にお送りしました。それで、この非課税世帯の確認方法はですね、その世帯の、例えば学生さんが親の扶養に入っていたり、親が子どもの扶養に入っていたり、そういったのは確認書で確認するようにしていて、もし扶養に入っていた場合については、支給対象外となるものですから、そういったところを確認書で確認をして、送り返してこない方も、7%ほどいらっしゃるというのが主な原因です。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

では、続きまして生活福祉課への質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

生活福祉課の関係ですが、予算説明資料の中で、来年の4月、新年度分から変更になると。被保険者調査に関する調査項目が変わっていくということで説明があるわけですが、どういふふうな調査内容がどう変わるのかですね、お示しいただけますか。

○保健福祉部生活福祉課管理グループ長（脇丸智子君）

来年4月からの調査に関する調査項目の追加は、申請件数等に関する追加、保護廃止の理由の区分の追加、医療扶助関連の月次調査を年次調査へ変更するための変更、学習支援費の調査項目の追加になります。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃるように、そういう調査の内容が変わっていくというのは理解をするところですが、この補正予算の説明書の中でありまして、本年10月からの制度改正があると。これが保護基準の改定などが見込まれるということであるわけですが、今の状況で、どのような保護基準の改定等が見込まれているんですか。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

令和5年10月からの変更内容です。まず、基準自体が5年に1回変更になるということでありまして。それに加えて、今年度、来年度にかけましては、コロナ禍による影響、エネルギー食品を中心とした物価上昇の影響の動向の見極めが困難であったことから、臨時的・特例的な対応として、2か年においては、1人当たり月額1,000円の特例加算、そして、現行の基準から減額となる世帯は現行の基準額を保障することとなっております。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に、新型コロナウイルスワクチン接種対策課への質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村和人君）

8月より接種券の発送を始めるということですが、こちらについては、対象者に、全ての対象者に発送されるのか、確認をさせてください。

○保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課主幹（大浦好一郎君）

接種券の発送につきましては、基本的にはですね、手元に接種券がある方、接種券が送っていて接種されていない方につきましては、接種券を使用して接種ができます。今、手元にない方につきましては、新たに接種券を送る方法となります。

○委員（野村和人君）

ということは、3回目を待っている方とか、4回目を待っている方の分で、送っている分は送らないけれども、そこまで使ってやってらっしゃる方は、次の回の分を送られるということでしょうか。

○保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課主幹（大浦好一郎君）

そのようになります。

○委員（野村和人君）

今回、5類のほうにもなりまして、また先般、接種率についてもお示しいただいておりましたけれども、大分、接種率は低くなってきているように思います。先般の3月議会のときに、この新型コロナウイルス感染のワクチンについての副作用についての陳情がございました。そのときに私も確認させていただいたんですけども、この接種について推奨しているのか。言葉がたしか違ったんですよね。推奨、推奨でよかったかな。推進しているのか、自由なのか、確認をさせていただいたところで、勧奨しているという確かお言葉だったと思うんですけども、その考え方は今後も関わっていない。勧奨という考え方でよろしいですか。

○保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課長兼接種対策グループ長事務取扱（富吉有香君）

現在は予防接種法のほうで、市町村のほうは接種勧奨をするということになっております。

○委員（野村和人君）

それは、国のほうから、そういうふうには指示があつての指導なのか。先般の時には、これは自由であるべきではないかと、本会議場でも委員長から報告していただいたと思いますが、考えは変わらないのか、確認させてください。

○保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課長兼接種対策グループ長事務取扱（富吉有香君）

予防接種法の第8条のほうで、市町村長が予防接種を勧奨するということになっておりますので、ただ、受けられる方については努力義務を課されている部分もありますので、市町村に関しては、

接種勧奨とになります。

○委員（木野田誠君）

接種も何回目かになると、ちょっと分からなくなってきましたので、自分のことで質問しますけれども、4月の末か5月に案内がきまして、今度の7月5日に6回目を接種する予約をしました。この、今日出ている5年9月以降のこれは、私の場合でいうと7回目になるわけですか。

○保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課長兼接種対策グループ長事務取扱（富吉有香君）

はい、おっしゃるとおり、今回、最大で6回目の方は、次回、秋接種は7回目になります。

○委員（前島広紀君）

どれで言えばいいのかな、これの1ページのところ、これのってポンチ絵。ポンチ絵の概略図の1ページのところにあるんですけども、事業費内訳のところ、合計が先ほど修正もありました8,463万3,000円という中で、その中でいろんな人件費とか需用費とか役務費とかあるわけなんですけれども、それらの費用に比べまして、委託料というのが7,100万円ってすごく桁が違うわけなんですけれども、口述書を見ますと、主な内容としまして、下段のほうなんですけれどもね。予約システムコールセンター運営等に係る委託料7,102万円ってあるわけなんですけれども、先ほども言いましたように、いろんな人件費とかそういうものに比べて、桁違いに予約システムにお金が掛かるのは、どういうことが理由なのか、これまでもそうだったのか、お伺いいたします。

○保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課主幹（大浦好一郎君）

コールセンターに係る経費の予算としましては、約3,000万円です。そのほかに、接種券の印刷業務であったり、システムの改修、そういった経費になります。

○委員（前島広紀君）

そうすると、この口述書の説明とは違うのかなというふうに思ったところなんですけれども、主な内容としまして、予約システムコールセンター運営等に係る委託料7,000万円と書いてあるわけですよ。

○保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課主幹（大浦好一郎君）

その口述書の中には、コールセンター運営等となっていますが、等の中にはですね、コールセンターの事業費であったり、あとワクチンの配送の委託料であったり、それから国保連合会への事務手数料、こういったもの。それから、予約システムにつきましては約500万円ほど、そういった経費になります。

○委員（前島広紀君）

言いたいことはですね、7,100万円のところに隠れている数字のほうが多くて、実際、説明される人件費とか、こういうことを、今おっしゃった、先ほど説明の中にはね、接種券の郵送にかかる費用とかも七千幾らに入っているという説明だったけれども、この読み方をすれば、そういうふうには読み取れないわけですよ。だから何が言いたかっていうと、7,100万円のところに、いろんなものを隠しているということを言いたいわけなんですけれども。

○委員長（鈴木てるみ君）

次回から詳しく記載してくればそれでいいということですか。

○保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課主幹（大浦好一郎君）

その委託料につきましては、詳細を記載するように今後注意します。

○副委員長（久木田大和君）

根本的な質問というか、現在、ワクチンに関しては、どのようなワクチンが打たれていて、ファイザーだったりモデルナとかっていうところで、今度オミクロン対応とかっていうところで、いろいろワクチンについても変遷というか、対応するようなワクチンというところではできたかと思うんですけども、どのようなワクチンが準備されていて、今後打つような形になっているのかについてお示してください。

○保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課主幹（大浦好一郎君）

今、5月8日から始まった春開始接種というものは、オミクロン株対応の二価ワクチンを接種しております。それから、本年9月から予定されております接種につきましては、報道等であります通り、XBB対応の1価ワクチンを、導入する方向で検討されているということです。

○委員（前川原正人君）

このポンチ絵を見たときにですね。大体対象者を10万人を対象にしますよと。これを大体人口的に見ればですね、大体82%弱なんです。割り出せばですね。これは先ほど課長のほうからありましたとおり、行政としては勸奨的な感じでやりますよということなんでしょうけれど、要は一番知りたいのは、使用ワクチンなんです。何をを使うのかと。今、久木田委員からもありましたとおり、1価ワクチンなのか2価ワクチンなのか、もう、そのとおりなんですけど、今、実際、我々の情報としてあるのは、モデルナだったり、ファイザーだったり、アストラゼネカだったり、ノババックスだったり、これがいつぐらいになったら、どういうワクチンを打っていくんだという、今までの間にいろんな情報が錯そうしているわけです。例えば、モデルナを打ったけどよかったよとか、途中でファイザーになったら熱が大変出るとかですね、やはり市民の不安がやはりあるわけですね。ですからそういう点を考えたときに、大体いつぐらいになれば、このワクチンの、どのような名称のどこのワクチンも、今塩野義製薬なんか、開発もうされたのか、今、途中なのかよく分からないんですけど、そういう情報というのは入らないものなんですか。

○保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課長兼接種対策グループ長事務取扱（富吉有香君）

先日6月20日に厚労省の自治体向け説明会がございました。その中では、XBB株を使用したものを使用するという説明がありましたが、そのワクチンを製造する業者等については一切説明がなく、今後、また審議会等を経て、薬事承認を経たものが使われると思いますが、また、今後の自治体説明会といいますか、国の審議会のほうも経てからになりますけれども、その情報はまだ入ってきておりませんので、そういう情報を得次第、準備をして市民の皆様にも周知をしてまいりたいと思います。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

では続きまして、子育て支援課に入ります。質疑はありませんか。12時になりましたがこのまま続けます。

○副委員長（久木田大和君）

この事業について、対象となる保育所は何件ぐらい、それから、金額の配分というのは人数であったりするのか、そこら辺についてお示してください。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

対象施設につきましては、市内の私立の保育所等60施設を対象といたしております。内訳としましては、認定こども園33施設、それから保育所12施設、小規模保育事業所11施設、幼稚園4施設といたしております。

○委員（久木田大和君）

金額の算定となる人数なのか、規模数というか、事業所ごとに配分があるのかについてお示してください。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

まず、給食事業のほうにつきましては、対象者数をですね約5万9,000人を見込んでいるところでございます。それから、LPガスのほうにつきましては、こちらも施設に対して支給ということで、それぞれの施設の定員区分ごとに単価が定められているところでございますが、こちらのほうは先ほども申しましたとおり、60施設のほうに対して支援を行うこととしておりまして、内訳としましては、認定こども園が33施設、先ほど言いましたですかね。そうですね、先ほど言いました施設ごとの数値になります。

○委員（前川原正人君）

今の保育所等の給食支援等の事業ですけど、このポンチ絵の中でも説明がありますとおり、対象施設が 60 施設、それから LP ガス価格高騰分支援事業も 60 施設、これは同じ共通した施設という理解でよろしいんですか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

そのように理解していただいでよろしいかと思ひます。

○委員（前川原正人君）

それと、60 施設にですね、給食支援事業ということで 4,318 万円。これを 60 で割りますと、1 施設当たり 71 万 9,600 円になるんですね。でも、今先ほど課長がおっしゃるように、それぞれ、施設の人数等が違いますので、そこは差があると思うんですけど、最低でどれぐらい、最高でどれぐらいの支援支給金支給事業になると見込んでらっしゃいますか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

保育園、小規模保育所、認定こども園の規模で違ってくるんですけども、小規模保育事業所が最低で 12 かすみません、13 人の定員ってのがありますので [ページ下に修正発言あり]、その部分に 750 円の単価を掛けて、掛けるの 12 月という形になりますので、10 万円未満の部分のところも出てくると考えております。最大の人数につきましては、定員でいきますと 335 人という定員のところもございまして、同様に子どもの数に 750 円を掛けて 12 月という計算になりますので、すいませんちょっと計算までは出してないんですけども、そのような形で支出する形になると思ひます。

○委員（野村和人君）

財源について国庫補助と県とある分と、残りについては一般財源ということによろしかったですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

財源につきましては、国、県の分と、残りについては一般財源を考えております。

○委員（野村和人君）

もう 1 点、今回の算出根拠としまして、県が定める基準等で物価上昇率を設定されているということですけども、これは、どういう条件の中で、今後もまだ上がる可能性もあるとは思ひますが、どのような上限の基準となっているのかお示しいただきたいと思ひます。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

物価上昇率につきましては、鹿児島県が鹿児島県保育所等給食支援事業の中で定めた基準になります。令和 4 年度につきましては、途中の変更がありうるといふ状況で聴いておりましたが、令和 4 年度は最後まで 10%ということになりました。令和 5 年度につきましては、現状 10%と確認できておりますので、現在のところ 10%。ただ、景気の動向等で物価が上がる場合がございましたら、また改めて県のほうから指示があった場合に変動していくことになるかと考えております。

○委員（野村和人君）

では、今後の状況に応じて、また追加のことも考えられるということによろしかったですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

県の要綱に従って事業実施しておりますので、県の要綱が変わりましたら、予算の状況を確認いたしまして、議会のほうに提案させていただくことになろうかと考えております。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

先ほど前川原委員の質問の中で、小規模保育事業の 1 番少ない保育園の人数の数を 12 でしたか 13 でしたかと答えたんですが、12 です。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで保健福祉部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時07分」

「再開 午後 1時06分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（永山正一郎君）

議案第49号令和5年度霧島市一般会計補正予算（第3号）の農林水産部総括について、ご説明いたします。今回の補正予算は、(款)6農林水産業費の(項)1農業費で3千144万6,000円を増額補正しようとするものです。また、(款)11災害復旧費の(項)1農林水産施設災害復旧費で2千円を減額補正しようとするものです。増額補正につきましては、(項)1農業費の(目)3農業振興費において、降灰対策や担い手等支援のための農業用機械・農業用施設整備に助成する経費を計上しております。以上、概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

令和5年度農林水産部農政畜産課の一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。一般会計補正予算（第3号）に関する説明書は38～39ページ、一般会計補正予算（第3号）説明資料は3ページと7ページです。令和5年度霧島市一般会計補正予算（第3号）説明資料に基づいてご説明いたしますので、説明資料の3ページをお開き下さい。(目)農業振興費の、活動火山周辺地域防災営農対策事業は、降灰による農作物被害の軽減と品質確保のため、機械整備を行い、農業者の所得向上及び経営安定を図るための経費1,017万9,000円を計上しており、財源につきましては、全て県費となっております。次に7ページをご覧ください。(目)農業振興費の、担い手経営発展等支援事業は、エネルギー・農業用機械等の物価高騰により、農家経営は厳しい現状となっていることから、燃料効率の良い農業用機械の導入や農業用施設の整備を更に推進するための経費2,000万円を計上しており、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,500万円となっています。以上で、農政畜産課に関する補正予算の説明を終わります。

○耕地課長（八重山純一君）

次に、令和5年度農林水産部耕地課の一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。一般会計補正予算（第3号）に関する説明書は38～39ページと50～51ページ、霧島市一般会計補正予算（第3号）説明資料は3ページと5ページです。霧島市一般会計補正予算（第3号）説明資料に基づいてご説明いたしますので、説明資料の3ページをお開きください。(目)農地費の海岸保全施設維持管理受託事業は、農地海岸堤防敷の除草と海岸保全施設の修繕を行うための経費126万7千円を計上しており、財源については、全て県支出金です。次に5ページをお開きください。(目)農地農業用施設災害復旧費の過年補助農地農業用施設災害復旧事業は、令和4年度に発生した横川町栗野渡瀬地区での災害について、令和4年度からの繰越予算で復旧工事を行うことになったため、工事請負費2,000万円を減額するものです。以上、耕地課に関する補正予算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（塩井川公子君）

3ページの農業振興費の中の火山活動周辺地区防災営農対策事業の中での事業全体での今吉製茶さんと、事業主体の有限会社西製茶さんが出てるんですが、この全体の件数は何件ぐらいあって、なぜに2件になったのか教えていただけたらと思っております。それと、事業者への負担割合

は何%だったんでしょうか。

○農政畜産課主幹（淵ノ上博己君）

活動火山周辺地域防災営農対策事業につきましては、それぞれの要件が幾つかございまして、事業要件で3戸以上という要件があります。その中で1戸1法人の申請も可能ということで、この2件が今回要望が上がってきたところでございます。事業費につきましては、国が補助率50%、県が15%ということで、65%の補助でございます。

○委員（木野田誠君）

今のところで計算すれば出てくると思うんですが、補助前の金額を教えてください。

○農政畜産課主幹（淵ノ上博己君）

総事業費でよろしいでしょうか。今吉製茶有限会社につきましては、乗用型摘採機能付除灰機を1台購入する予定です。事業費につきましては1,084万6,000円。有限会社西製茶工場さんにつきましては摘採前洗浄機を1台、総事業費で638万円となっております。いずれも税込みの金額でございます。

○委員（塩井川公子君）

農地費の中の海岸施設の維持管理を行うと書いてありますが、これは堤防の草刈りですか。

○耕地課主幹（笠井 剛君）

今回の補正で計上しているものにつきましては堤防の草刈りでございます。

○副委員長（久木田大和君）

この事業の中の水門管理の場所が何か所あるのかということと、堤防の面積はどれぐらい現在あるのかについてお示してください。

○耕地課主幹（笠井 剛君）

はい、水門につきましては、須戸川樋門が1番大きな樋門です。海岸につきましては、面積は把握していないんですが延長として約11キロでございます。

○副委員長（久木田大和君）

この堤防敷が約11キロあるという認識でよろしいでしょうか。

○耕地課主幹（笠井 剛君）

はい、そのとおりです。

○副委員長（久木田大和君）

県のほうから126万7,000円この事業で支出をされているわけなんですけど、実際にこの予算規模で足りるものなのか、年に1回草を刈ってくれと言われたときに実際草を刈ってもらえるものなのかというところがあるんですけど、市から要求する形になっているのかそれとも県のほうから割当てられたから計上されているのかということについてお示してください。

○耕地課主幹（笠井 剛君）

まず、堤防全体の草刈りは昨年度もしたんですけれども、延長で2キロちょっとしか刈ることが出来ませんでした。そのほかにも須戸川樋門の周辺の除草であったりとか、下井排水機場の周辺の除草もこれとは別にしております。今年度この補正がついたことで全体で4キロぐらいまた追加で出来るのではないかと考えています。この費用につきましては県からの割当てで来るものでして市からの要望ではありません。

○委員（前川原正人君）

3ページの農政畜産の関係で降灰対策事業を活用して、摘採機能付除灰機を、そして摘採前洗浄機を1台と、それぞれ各法人に支給といいますか、補助を実行するわけですけれども、国が50%、県が15%と残りは全ての残の補助、補助残の部分ですね。これは全て受益者が負担をするという理解でよろしいですか。

○農政畜産課主幹（淵ノ上博己君）

そのとおりでございます。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、先ほど木野田委員からもありましたとおり、機械代でいけば、灰をとる機械、これが1,084万6,000円。摘採前洗浄機が638万円ということなんですけど。この議論の中で、例えば、降灰対策事業を活用するのは理解が出来ますけど、例えば市から少しでも手当てをすとかですね。もう、受益者負担という点でいけば、その法人が使うわけですからそこまでなんでしょうけれど、少しでもこの負担を下げるといって、一般会計からの例えば、若干の支出をすとかですね、そういう議論というのはなかったんですか。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

この事業につきましては、補助率が65%と非常に補助率が一般に比べて高い補助率でございますので、これを導入する中で市で幾らか出すというような議論はちょっとおこなっておりません。

○委員（前川原正人君）

例えば激甚指定の場合は最高で75%とかですね。まだ酷ければ95%とか様々要件があったはずなんです。ですからそれを見たときに65%の補助となったときの、その要件というのはどのような要件で今回の予算計上というなっていますか。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

霧島市におきましては、福山地区が75%の激甚地区に指定されております。それ以外につきましては、65%の補助というふうになっております。

○委員（野村和人君）

耕地課の減額補正の件ですけれども、ちょっと分からなくてですね、実質上令和5年の予算から減額して令和4年度の繰越し予算ですという意味だとは思いますが、このようにするメリットが何かあるのか、工期が早くできるとかそういったものがあって、こういった形をとらとられるのか御説明いただけませんか。

○耕地課長（八重山純一君）

昨年の3月議会からちょっと遡って復習する形で御説明させてもらいたいと思います。まず今回減額する栗野渡瀬地区につきましては、令和4年度予算で当初計上しておりました。ただ、その上流20メートルのここに、霧島市で管理する市道の橋がございまして、そこが同じ被害を受けた状況でした。工事を行う際に橋梁工事とうちの頭首工工事、その分についてまず頭首工工事を先にしてしまいますと、頭首工ですので、水がたまっていきます。そうしたときに、橋梁工事のほうでの橋梁、橋台のほうの工事がですね、水深が約4mぐらいの深さになってしまいますので、まずもっては、橋梁工事のある程度調整した時点でうちの頭首工を発注する計画となっております。そうした際に令和4年度の繰越し予算で対応しますと、工事がちょっと期間延長しますので予算上の事故繰越しというような対応になる状況でしたものですから、3月議会のほうで、令和4年度の予算で一旦まず2,000万を落としまして、令和5年度予算ということで2,000万を計上させていただいたところです。しかしながら、その議決が済んだ以降に国のほうから令和4年度予算という扱いでこの栗野渡瀬地区の災害復旧工事の予算の割当てがあったものですから、市としましてもそれを5年度で受けるわけ行けませんので、令和4年度予算という形で受入れざるを得ない状況となってきました。ただ、令和4年度の予算で繰越し事業で対応いたしますので、令和5年度で予算計上させていただきました。この2,000万円を使用することはなくなりましたものですから、今回の補正で2,000万円の減額という形で提案させていただいたところです。

○委員（野村和人君）

3月の末の状態から状況が変わってきたということからなってきたと。ちょっと分かりにくいので、具体的にその上流の工事がいつ頃、下流の工事がいつ頃の考え方で今進めているのかか教えていただけますか。

○耕地課長（八重山純一君）

橋梁のほうの深川橋になりますが、今工事を発注を建設施設管理課のほうでされておまして、

大体の工程の中でうちの頭首工の発注ができるのが令和6年1月ぐらいを想定しているところです。そういった中で標準工期のほうを確保いたしますと、現在のところ令和6年6月頃が完了見込みという形になっておりますので、令和5年度を越して令和6年度で管理をするような状況ということになっております。ちなみに、標準工期として頭首工としまして約170日間を想定しているところです。

○委員（野村和人君）

今御説明いただいたのが上流の工事、本工事の当初工事、そこと上と関連がある上の工事と、下の工事の工期を教えてください。

○耕地課長（八重山純一君）

橋梁のほうにつきましてが、建設施設管理課で発注しておりまして、工期としまして令和5年2月29日から、令和6年2月2日という工期となっております。その工期の途中の中で、私どものほうの頭首工発注いたしまして、それが170日間と想定しているところです。

○委員（有村隆志君）

担い手経営発展等支援事業で、ポンチ絵を見ますと当初予算で3,000万ありましたよってことですので、これが使い終わったんだろうなと思います。現状はどのような形。募集があつてどれだけの予定があるか教えてください。

○農政畜産課農政第2グループ長（宮原博和君）

ただいまのお尋ねですが、本年度につきましては当初予算で3,000万円計上しておりましたけれども募集が44名の応募がありまして、それに対しまして補助金申請額を積算していきますと、4,758万円ほどとなっております。当初予算額を大きく上回る応募があつたという状況です。

○委員（有村隆志君）

ということはまだ払っていないと。今から払うということですか。これを補正を出して。

○農政畜産課農政第2グループ長（宮原博和君）

当初予算3,000万に対して、審査を行いまして28名の方に採択通知を行いまして、およそ採択通知を出した補助金の申請額の累計が2,990万ほどとなっております。残りの方については内容が事業の趣旨に沿ったものである方については、補欠という形で待っていただいているという状況になります。

○副委員長（久木田大和君）

この担い手事業のほうは新たに募集をするという形ではなくて、現在申請がある中から、再度判定をして対象になっていくという認識でよろしいでしょうか。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

先ほどもグループ長から説明ありましたが、今、大体4,700万ほどの申請が上がっているんですが、この事業に見合わない方も数名いましたので、500万ほど予算に余裕がありますので、それにつきましては今後も募集をかけていきたいと考えております。

○委員（池田綱雄君）

部長口述の中にもありました農業用機械に助成をするというような口述でしたが、そしてまたこの説明資料の7ページですか。その中にも燃費効率のよい農業用機械というふうに書いてあるんですが、燃費のいい農業用機械というのはどのようなものがあるんですか。

○農政畜産課農政第2グループ長（宮原博和君）

申請の中には主なものがトラクター、田植機などあるんですけども、今現在使ってるものが非常に、20年以上経ってるものとか耐用年数が過ぎてるものを使ってる方も非常に多くて、そのような古い機械と現在のものと比べると当然燃費効率が上がっていると。いうケースもございます。また、農産物の保冷库等についても、電力の使用量もかなり抑えられておりますので、そんなものについても、今回のこの補正の中で対象になるだろうというものについては採択をしていきたいなと思っております。

○委員（池田綱雄君）

トラクターは私も持ってるんですが、これは一般的な個人のものも対象になるということでしょうか。

○農政畜産課農政第2グループ長（宮原博和君）

対象になる方につきましては、原則としまして認定農業者、認定新規就農者、あとそれ以外につきましては、主に兼業農家であっても所得の50%以上が農業所得であって、しかもなおかつ、一定規模以上の経営規模がある方が対象となっております。

○委員（前川原正人君）

今の池田委員の質問と関連するんですけど、実際このポンチ絵を見たときにですね、後継者育成支援型で事業費の2分の1上限200万円と。それから担い手育成支援型で3分の1以内、上限200万円と。農業者育成支援型の事業費の2分の1から3分の1以内、上限100万円ということですからあるわけですけど。今回これだけの予算を、2,000万円、投入するわけですけども、どれぐらいの対象者を、一つ一つを見たときにですね、予定を見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

現在霧島市の認定農家につきましては270戸ほどいらっしゃいます。昨年一定規模の農家がどのくらいいるかということをやっと試算しましたところ、90戸ぐらいいらっしゃるという見込みがありましたので350戸ぐらいが対象になろうかと考えております。

○委員（前川原正人君）

全体では350戸あるであろうと。認定農家数が270ぐらいあるであろうと。あくまでも、これぐらいだろうという推計だと思いますけど。今おっしゃる、このポンチ絵である育成支援型の2分の1の補助がありますよね。要件が決まっていますよね。55歳以下の認定農家か認定新規就農者とか、それから55歳以下の後継者のいる認定農家と。それから二つ目の担い手育成支援型、これなんかそれぞれ支援型があるわけで、今おっしゃったのは全体がそんだけあると、でもこの補助事業を使えるのが支援型でどれぐらいの農家数なのか。そして育成支援のこの上限のあるやつありますね200万円。そして上限100万円というのがありますけど、これに当てはめたときに、それはもう、あくまでも申請主義ですので、周知はしますけど、申請が出てこないと対応は出来ないというのでも理解をしているつもりです。しかし、2,000万円という予算組む以上は、配分があるはずですよ。大体どこにどれぐらい認定農家のどういうところに幾らっていうのは、そういうのはシミュレーションというか、一つのは絵は書いてはいないんですか。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

こちらで試算する中で後継者育成型につきましては何件、担い手育成支援型につきましては何件、農業者育成支援型については何件の幾らっていう想定はしておりません。あくまで全体的に周知を行った上で出てきたところで総計を出しまして、申請額もそれぞれ違いますので、そこで予算の範囲内で審査を行って、上位からその予算が足りるまでというふうに審査をして、それぞれ採択なのか保留なのか、この事業には当てはまらないような申請もありますので、そこはこの事業では採択出来ないというふうにしておりますので、それぞれ分けてやっているというふうではないです。

○委員（前川原正人君）

お言葉を返しますけど、普通予算組みをするときはですよ。私は行政にいたことはないですけど、大体これぐらいのボリュームだよなと。それを大体どういうふうに分けていくよなっていうことで、大体見積りするんですよ。今おっしゃるように申請主義なんですよ。申請主義なんだけど。根拠という点でいけば、大体担い手がどれぐらいだよな。そして、後継者がどれぐらいだよな。それから農業者の育成支援がどれぐらいだよな、そういう一つの目標といたほうがいいのか。申請主義ですので、それ以下かもしれないし、それ以上かもしれないんですけど、そういう見積りっていうのは全くされない中で、2,000万円という枠を決めたということなんですか。

○農政畜産課農政第2グループ長（宮原博和君）

一応目安ということでいきますと、令和4年度に採択した方、前年度もこの事業を行っておりま

すけれども、採択者数が49名で内訳としまして後継者育成支援型が39名ということでおよそ79%。担い手育成支援型が7名ということで14%。あと農業者育成支援型が3名でおよそ6%となっております。おおむね今年もこの程度のウエートで、応募があるのではないのかなと見込んでいます。

○委員（前川原正人君）

例えば補助金であれば、補助金適化法なんかの一つは、このたががはまってくるわけですよね。でも交付金ってなるとまた扱いがやっぱり違うのか、同じような考え方なのか、その辺はどうなんでしょうか。

○農政畜産課農政第2グループ長（宮原博和君）

補助金で導入した機械でありますので、その後の機械の管理状況についても、今後課内で検討しながら、アンケート調査などを行ったり、また、機械の利用状況なども確認をしていきたいと考えているところです。

○委員（前川原正人君）

要は、例えば担い手のほうとちょっとちょっと離れますけど、機械なんかを買う場合はですよ。補助金適正化法が大体適用されるんですよ。何年間は持つとかないかんよとか、下手すると会計検査院が入るわけですよ。その状況を報告しなさいと、それに見合った形での報告書でないと、また査察が入ってですね。始末書を書いたりとか、最悪の場合は、補助金の返納さえ出てくるわけですよ。だからそういうんというのは、事業者さんというか、農業機械等の補助を出したところについては、説明はされてはいらっしやらないんですか。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

この事業をする要綱の中に、一応ですね、法定対応年数または残耐用年数が経過するまでの期間において処分してはならないということをやっておりますので、それにつきましては申請者等にはこういうことなのということとは通知をしております。

○委員（有村隆志君）

期間が7月いっぱいまで募集して8月には採択ということで、周知徹底をしっかりとやっていただけと思うんですけども、そのような考え方はどのような方法でやられますか。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

最終本会議が終わりましたら、周知はする予定でございます。大体1か月程度の募集期間を設けて、年内に機械導入が必要になってまいりますので、年内に機械導入が見込める方を募集したいと考えております。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで農林水産部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時41分」

「再開 午後 1時43分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、商工観光部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田豊明君）

議案第49号令和5年度霧島市一般会計補正予算（第3号）のうち、商工観光部所管の予算の概要について、ご説明いたします。まず、一般会計補正予算（第3号）説明資料の7ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業関連として、商工振興課所管の市内事業者の採用活動に要する経費の一部を助成する人材確保支援事業に係る経費について、新規事業として計上しています。次に、同説明資料の3ページをご覧ください。商工観光施設課所管の働く

女性の家維持管理事業において、外壁等の老朽化に伴う改修工事に係る経費について、所要の額の増額補正を行おうとするものです。詳細につきましては、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○商工観光部商工振興課長（立野 博君）

商工振興課に関する令和5年度一般会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。補正予算（第3号）説明資料7ページ、補正予算に関する説明書は40～41ページになります。補正予算（第3号）説明資料で、説明します。7ページをご覧ください。（目）企業誘致推進費の人材確保支援事業については、人材の確保と意欲的な人材とのマッチングを支援することで、市内事業者の持続的発展と労働・定住人口の増加による経済の活性化を図るため、市内事業者の採用活動に要する費用の一部を助成するものであります。補助率・補助限度額については、補助率を最大3分の2、補助限度額を最大100万円とし、事業者数を50事業者と想定して2,600万円を見込んでおり、事務に係る経費379万1,000円とあわせて、2,979万1,000円を計上しています。財源については、国庫補助金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、2,230万円を計上しており、残りは、一般財源となります。以上で、商工振興課に関する補正予算の説明を終わります。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

商工観光施設課に関する令和5年度一般会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。補正予算（第3号）説明資料3ページ、補正予算に関する説明書は36～37ページになります。補正予算（第3号）説明資料で、説明します。3ページをご覧ください。（目）働く女性の家事業費の働く女性の家維持管理事業において、外壁等の老朽化に伴う改修工事を行うための工事請負費として7,300万円を計上しています。財源については、基金繰入金として特定建設事業基金繰入金で、730万円を、市債として公共施設等適正管理推進事業債で、6,570万円を計上しております。別に配布している資料で説明します。1ページ目は、働く女性の家の位置図及び配置図になります。2ページ目は屋根伏図で、それぞれの屋根の形状と防水改修工法を記しています。3ページ目から4ページ目は、施設を四方から見た立面図で、南側立面図が正面入口側から見た図になります。また、外壁の薄茶色部分がタイル張で、白色がコンクリートの打放しになります。主な改修内容を申し上げますと、外壁につきましては、鉄筋爆裂やひび割れ、タイル浮き等の箇所を改修した後、軒下も併せて全面に塗装を行い、また、屋根につきましては、それぞれの種類に応じた工法の防水改修を行なうこととしています。以上で、商工観光施設課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松下太葵君）

人材確保支援事業の委託料とありますが、この委託料とは、どこに委託して、何に使われるかお示してください。

○商工観光部商工振興課企業振興室室長（住吉謙治君）

この委託料につきましては、今回の事業に関しましては、人材確保に関する部分をしていくために、これは人材確保のですね、セミナーというものを開催する委託経費になっております。

○商工観光部商工振興課長（立野 博君）

ちょっと補足説明します。補助金の交付申請をする前に、各事業者の方に人材不足に関する現状認識とか、課題の把握を促したり、問題解決と効果的な採用活動を展開するために、それぞれの事業者では戦略的な方法を検討していただくというのが、このセミナーの目的でございます。現時点では、委託先を九州経済研究所に委託して講師を派遣して、講師派遣で来ていただこうと思っ

○委員（池田綱雄君）

同じようなことですけど。働く婦人の家は築何年になりますか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

今、36年経過しております。

○委員（池田綱雄君）

今回、工事請負費7,300万円。外壁工事、亀裂の修繕にしてはちょっと多過ぎるような気がするんですが、中身なんかは全然さわらないんですか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

外壁と、あと屋根のほうも雨漏りしてる場所もありますし、またメンテをしてない箇所もあります。福祉体育館のほうは、6年前に屋根の改修もしておりますが、女性の家の方は改修しておりませんので、外壁あわせて屋根の防水対策までいたします。その金額で7,300万円となっております。

○委員（池田綱雄君）

7,300万円というのは、建物が建つぐらいの工事請負費ですよ。ただその、外壁とか屋根の修復でそのぐらいかかるのかな。これは、どこで見積もったんですか。

○建設部建築住宅課課長補佐（鶴ヶ野浩二君）

建築住宅課のほうで、昨年度、一応、業務依頼を受けまして、設計業務委託をしております。設計業務に基づいての積算になっております。

○委員（久木田大和君）

この金額についてはちょっと、やはり高いなという意識もあるんですけども、先ほど長寿・障害福祉課のほうの施設も隣り合わせにあるところで、そっちのほうは、外壁の補修等を組んであって、こちらのほうで屋根と外壁というところになるんですけども、ここの施設自体の公共施設管理計画の中でどういう位置付けになっているのかについてお示してください。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

公共施設管理計画の中では、周辺の類似施設などの集約化などを検討しながら、維持していくということになっております。

○委員（野村和人君）

ただいまの働く女性の家の件ですけども、先般の議員と語ろかいが5月17日に総務委員会とあった中で、内部についての改修についても御要望はいろいろあったようなんですけども、内部改修についての計画はございませんでしょうか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

語ろかいで男女共同参画の観点からできないかということでしたけれども、今、商工観光部の中では、勤労者にどういう利用の仕方というの、今後検討していかないといけないんですけども、今、勤労者に対しての、男女問わず使える施設ということで考えておまして、内部の施設まではまだ改修する計画はございません。何か不都合があればまた修繕等で対応していきたいと考えております。

○委員（野村和人君）

このときの要望のものを見れば、洋式トイレが2階にしかない。2階には階段しかないというようなお話もあったり、Wi-Fiもなかったりとか、外壁を改修するのであれば、中もどのように使っていくのか、改めてその施設の先ほどの管理計画ではないですけども、同時進行で考えて、計画を立てていかなければならないのかなというふうに思っております。と、先ほど、ほかの課の長寿・障害福祉課のほうで出てきました障害者福祉体育館のほうも、今回外壁を改修する計画になっていますけれども、これは同一業者に入札を考えているのか、別なのか、教えてください。

○建設部建築住宅課課長補佐（鶴ヶ野浩二君）

一応、発注につきましては、一つの施設として、一括で、1本で発注する計画でおります。

○委員（前川原正人君）

働く女性の家の維持管理事業についてお聴きをしておきたいと思いますが、この公共施設等の適正管理推進事業債。これが全体でいけば、大体90%ほどの補助率ということになると思うんですが、これは後ほどの事業債ですので、交付税措置ということで後で財政的支援というの、起債ができる

んですか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

申し訳ないです。その交付金とか、今ちょっと回答は。また、調べてから回答させてください。
[34ページに発言あり]

○委員（前川原正人君）

この老朽化は先ほどおっしゃるように、もう築36年たつてくるとですね、鉄筋コンクリートの場合、大体60年ぐらいが減価償却で見たときには、実際はずれもあるんですけど、大体例えば、今回のこの改修事業をするときに、先ほども出ましたけど、内装の関係だったり次の展開だったり、そういう議論というのはなかったんですか。

○商工観光部長（池田豊明君）

今回の改修につきましては、やはり外壁が落ちてくる。安全性を高めるということと老朽化のための長寿命化という観点から維持管理をしていきます。で、一般質問でもありました。まだダイバー&インクルージョン的なものも活用できないかということで、今、働く女性の家はもう築36年です。当然、その目的が、設置されてから36年たっております。今の施設、働く女性の働いている方の女性と、勤労家庭の女性ということで、働くということと、女性ということに特化した形の目的で設置されているところですが、社会情勢を見ましても、いろいろ変わってきているところもあります。実際の活用という部分も、さらに有効に活用できないかというところで、さらにその利用者の拡大であったり、また、全く違うものになってしまうということはないんですが、今の使われている女性を、いかに今の状態で使っていただきながら、どういう形で活用していくかというところで、その中でもし、その活用の範囲が、内装を変えたほうがいいのかという形が出てくれば、その中でまた検討していくことになろうかとは思っております。今の段階では、どういう形で活用できるかというところを今から検討していく段階でありますので、内装的には今は、今の現段階ではちょっと考えておりません。

○委員（前川原正人君）

私がちょっと調べた限りですけど、公共施設等適正管理推進事業債という、これ借金なんですけど、平たく言えばですね。後で交付税措置で、大体その財政力に応じて、その分がはね返ってくる仕組みになっている事業債なんですよ。だから逆に言えば、今回の事業債を使えばですね、先ほど野村委員からもありましたけど、まだ広く、深くかつ使い勝手のいい施設に改善だってできたわけですよ。ですから、それは公共施設マネジメント計画との整合性も図っていかねばいかんと思えますけど、今後の課題として、こういうのもやはり検討が必要ではないのかなということを申し上げておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○商工観光部長（池田豊明君）

確かに交付税という形で、今の段階で内装までやっておくということはあるかと思えます。ただ、今先ほどお話ししましたように、危険性があり、早く改修したほうがいいのかということもありまして、内装までの部分を考えて活用に合わせた形に変えていくとはちょっと、早急にちょっと決まらないということもありますので、今後はそういうことを、観光施設の中でも使えるようなことを検討しながらやっていきたいと思えます。

○委員（木野田誠君）

この説明で屋根とそれから外装修理、これが主な事業だということでした。この二つの金額、内訳を教えてください。

○建設部建築住宅課課長補佐（鶴ヶ野浩二君）

外壁のほうから御説明いたします。外壁の改修工事のみでいきますと、約400万円程度。外壁の改修で400万円程度。で、次に、屋根の工事ですね。屋根のほうで約600万円程度。それと、同じく屋根になるんですけども、陸屋根がございまして、防水、こちらのほうは工事的に防水工事というふうになりますので、防水工事のほうで約3,000万円という内訳になります。

○委員（木野田誠君）

ということは、内訳を聴いて驚いたんですけど、足場代が結構かかるという理解の仕方によろしいですか。

○建設部建築住宅課課長補佐（鶴ヶ野浩二君）

足場のほうにつきましては、金額で申し上げますと、約700万円程度となっております。残りの不足分につきまして御説明いたします。建築工事の場合にはちょっと工種が27工種ぐらいございますので、残りの工種について申し上げますと、左官工事で約300万円、建具工事のほうで約45万円、仕上げユニット工事で約10万円、環境配慮改修工事、今あります、アスベストを含んでおりますので、これの除去が、今申し上げました環境配慮改修工事という名称になりますけれども、こちらのほうで約260万円程度、あと、改修工事ですので、撤去が部分的に発生してまいります。こちらのほうで約200万円程度ですね。今の概略、御説明しました工事費、これの経費を除く合計で申し上げますと、約5,600万円程度になります。これに、諸経費がのっての先ほど申し上げました7,300万円程度ということになっております。

○委員（有村隆志君）

働く女性の家というのは、商工観光部で所管してるわけですが、でないといかんというような理由はないような気がするんですけど、今後そういうのに、できたらもう一つの部門ができて、そこが管理するような気がするんですけど、そこら辺の話は出なかったのですか。

○商工観光部長（池田豊明君）

先ほども御質問がありましたとおり、公共施設の管理計画、その中では一つの施設として、どうしていくかというところで話し合われています。維持していくということで、先ほどちょっと集約化とありましたが、その機能を、近くの施設と集約化できないかということも考えながら、今計画の中では動いております。今回、その整備について行うわけですが、当然、先ほどちょっとお話ししたとおり、どういう形でやっていくかという中には、所管が変わるということもあり得とは思いますが。ただいま今持っている所管の中で、どういう方向性でいくかということは考えていけないといけませんし、働く女性と。女性はあれですけど働くところの設置目的からいきますと、商工観光部にあるといいますか、として所管されているところがありますので、そこを全て働くところから外すとすると、また全然また変わってくると思うんですが、その中で、方針といいますか、今後の活用に向けては、商工といいますか商工観光部だけではなく、全体で考えていきたいと思っております。

○委員（池田綱雄君）

今の質問にですけど。働く婦人の家、働く婦人は使えませんよね。働いているんだから。働かない婦人の家。もう前からそう思うんだけど、名前を変えたほうがいいんじゃないですか。

○商工観光部長（池田豊明君）

実際、平日の時間、活用ということになると、働いている方はなかなか使えないというところもありますが、当然、アフターファイブといいますか、5時以降の働いている方の憩いの場であったり、いろいろ勉強されたりということも考えた中でつくられております。先ほど勤労家庭の中の女性ということもその設置目的に入っております。なので、家で主婦をされていらっしゃる方も、そういう方々も働いていらっしゃるということで、そういう方々の利用ということも考えた上での目的になっておりますので、ただ、今後、利用目的を拡大していく中では、働く女性の家というネーミングといいますか、そこの部分については、より活用しやすいとか皆さんに活用していただくようなことも考えていきたいとは思っております。

○委員（池田綱雄君）

築36年、もう昔の話ですね、出来た頃は。働く女性の家という名前がですね、いいのか悪いのか。働く人たちは、昼間遊べないがね。そこに行くことはできん。だから、36年間ずっとそういう名前できたということは、何かがあるんだろうなと。もうぼつぼつ考えたほうがいいんじゃないですか。

○委員（有村隆志君）

しつこいみたいですけど、やはりこども多分確認ですけど、使うのには、ウェブというか、インターネットでの予約を導入されているんですね。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

現状ではですね、申込みにつきましては、来ていただくか、電話、ただし今、全庁的に進めております。公共施設予約管理システム、こちらのほうでですね、将来的にはネット予約まで含めた形で考えておりますが、今、前月1日にですね、譲り合いでなかなか皆さんとられていて、すごく今回っているような状況もございますので、逆に、そのネット予約が不利益にならないようにということも踏まえながら、今後、近いうちに予約状況は見られるような形では考えているところでございますが、その辺も利用者の利便性を考慮しながら、今後は、ネット予約を検討していきたいというふうに考えております。

○委員（有村隆志君）

そういうふうにしていただければ。だから、管理する部門とそういった部門と少し分けて、管理だけでもというのはこういうふうな財源もあるわけですので、それを管理するところとそういった、今、目的に応じた部分の管理については、それぞれの課題というような、何かそういうふうにしみ分けをしたほうが、なかなか。そうすれば、管理から施行まで全部管理するということがなく、結構スマートな管理ができるのではないかと思いますので、今後、DXもあるので、ぜひそこら辺検討していただきたいと思います。要望です。

○委員（池田綱雄君）

先ほどちょっと言葉が足りませんでした、36年前、その頃婦人女性の家というのがはやって、どこもつくったと思いますので、その辺もやはり働く婦人の家でやっているのか、そこら辺も調べていただきたい。つけ加えます。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

今ございました、県内における状況でございますが、県内に今現在、類似施設が5館ございます。ネーミングとしましてですね、働く女性の家というネーミングで運営しているところが、霧島市のほかに始良市、いちき串木野市でございます。あと2館ですが、鹿児島市が勤労女性センター、鹿屋市が勤労者交流センターという名称で管理運営されているようです。

○委員（久木田大和君）

この設立自体については労働者福祉の観点から設立がなされてきた——その当時の法律に基づいて設置されてきたのではないかなと思うんですけど、現在の利用状況と利用者についての制限などはあるのか、お示しをいただけますか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

制限と申しますか、やはり働く女性の家ということで、条例で使用者の範囲というのは、女性労働者または市内事業所で働く女性労働者、勤労者家庭の女性という方を優先してという使用者の範囲にはなっております。利用状況といたしましては、直近で令和4年度で申し上げますと、9,468人の利用ということになっております。

○委員（久木田大和君）

公共施設管理計画の中でも集約化をして利用をしていくという形でお伺いいたしましたので、集約化の中で利用の形態であったりとか、先ほどからいろいろ意見が出てますけれども、そういったところを、いろいろ検討した上で、市民の方々が使いやすい施設になるようにですね、知恵を絞っていただければと思います。

○委員（前川原正人君）

説明資料の7ページになりますが、この新しい人材確保支援事業。新しいというか、人材確保支援事業が新規事業として、今回の補正予算で予算計上されているわけですけど、これは商工会、商工会議所未加入でも、対象事業者であれば申請ができるという理解でよろしいですか。

○商工観光部商工振興課企業振興室室長（住吉謙治君）

その見解でよろしいかと思えます

○委員（前川原正人君）

そうしますと、今度は市内業者がですね、そらもう小さいところから大きいところまで様々あるわけですけども、今回の2,979万1,000円。この予算の範囲の中で、どれぐらいの業者さん、事業所を想定をされていらっしゃるでしょうか。

○商工観光部商工振興課企業振興室室長（住吉謙治君）

前身のきり J o b マッチング支援事業、これの企業型の実績が40件ということでございましたので、そのプラスアルファで50件と見込んでおります。

○委員（池田綱雄君）

さっき、県内今5館残って、どっかは何とかセンターとって名前がなっておりましたよね。私が言いたいのは、男性の人は、働く婦人の家、差別だよね。今で言えば。だから、何とかセンターという、そこは、男性の集まりもひょっとしたらやれるのかなあと思うんだけど、そこら辺はどうなんですか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

先ほど申しました県内5館の名称の中で、女性という言葉が入っていないのが鹿屋市の勤労者交流センター、ここに以前確認をしましたところ、男女問わず利用していただいているというような状況ですので、その運営状況等もですね当然、今後踏まえながらですね、私どもの働く女性の家の使用の範囲についても考えていきたいというふうに考えております。

○委員（池田綱雄君）

働く婦人の家、「おなごんしかいかならとや」というような話も聴きましたので、何か今はやりでいけば、差別用語ですよ、もう。だから、そこ辺も含めてですね、いろいろと検討していただきたいと要望しておきます。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

先ほど前川原委員からございました、公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置につきましては、おおむね30%から50%ということで確認をいたしました。

○委員（前川原正人君）

おおむね30%ということは、これ計算するとですよ。90%になっているんですよ。大体。だから90%なんだけど、それとはまた別の話なんですよ、今おっしゃったのは。30%ということ。どう違うんですけ。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

この起債の充当率が90%ということで、そのうちに交付税措置されるという部分が30%からこれ50%ということで確認を今いたしたところでございます。

○委員（前川原正人君）

逆にいえばですよ、これが執行されていって、後年度措置で交付税で返ってきますよね。そのときにならないと分からないという部分も含んでるということですよ。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

そのとおりでございます。

○委員（塩井川公子君）

先ほど池田さんがおっしゃっていたことなんですけど、働く女性の家のネーミングなんですけど、議員と語りかいという会がありまして、その中で、隼人の女性の団体の方たちが、ぜひ名前を変えてほしいと。オープンにいろいろな人が使えるような名前のほうがいいということでおっしゃってましたので、ぜひ頭の中に入れていただいて、前向きに霧島市の発展のためによろしく願います。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで商工観光部の質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時21分」

「再開 午後 2時35分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（西元 剛君）

議案第49号令和5年度 霧島市一般会計補正予算（第3号）の建設部所管の予算の概要について、ご説明いたします。今回の補正予算は、霧島市営改田口住宅に係る調停事件を解決するための経費で、款）土木費 で総額220万円を計上しております。併せて、款）土木費 で総額2億2,000万円の繰越明許費を設定しようとするものです。以上、建設部で所管する歳出予算の概要について、説明を終わりますが、その詳細につきましては、引き続き、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

建築住宅課に関する令和5年度一般会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。補正予算説明資料4ページ、予算に関する説明書は42～43ページになります。（款）8土木費（項）6住宅費（目）1住宅管理費市営住宅維持管理事業の220万円の増額は、市営改田口住宅に係る建物収去土地明渡請求調停事件において、申立人と市の間で解決に向けた合意形成ができたことから、本定例会において議案第48号 調停の成立についての議決を得て、令和5年7月に開催される第6回調停にて、調停を成立させ、申立人に対し、解体費用の一部として解決金を支払うため、補償補填及び賠償金を追加計上するものです。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

予算書4ページ第2表 繰越明許費補正についてご説明いたします。（款）8土木費（項）2道路橋梁費 道路橋梁維持事業の2億2,000万円は、橋梁長寿命化修繕事業の野中橋外4橋の工事請負費1億4,000万円及びトンネル長寿命化修繕事業の空港隧道トンネルの工事請負費8,000万円で、関係機関との協議に時間を要し、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（木野田誠君）

ただいま説明を受けました、繰越明許費の口述のところに、関係機関との協議に時間を要するというふうにあるわけですが、ここをちょっと詳しく教えてください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

関係機関との協議ですけど、具体的に言いますと、野中橋とか有川橋、崎田橋は、河川管理者である県との協議、調整に日数を要しました。そのため、標準工期が確保できなかったための繰越しということになります。あと、福島橋は、橋梁にNTTケーブルが展開しているため、NTTと協議をしております。それにより、ケーブルの仮設の移設協議とか移設作業に期間を要することから繰越しになります。

○委員（木野田誠君）

確認です。業者さんとの関係ではないわけですね。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

あくまでも関係機関、県とかNTTとの協議になります。

○委員（池田綱雄君）

建設施設管理課長の口述書の中に、橋梁長寿化修繕事業の野中橋ですかね。野中橋ほか4橋の工

事請負費、説明がありました、ほか4橋の橋梁名を教えてください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

はじめに今言いました野中橋と、あと、山ノ口橋、有川橋、福島橋、崎田橋の全部で5橋になります。内訳としまして、溝辺が3橋、国分が2橋になります。

○委員（前川原正人君）

先ほどの市営住宅維持管理事業費の220万円は、この市営改田口住宅にかかる撤去ということで、これは本会議で宮内議員のほうからも質疑があったわけですが、このいわゆる昭和36年に建築をされて、これいつぐらいまで使ってた実績があるんですか。

○建築住宅課主幹兼住宅グループ長（和田清仁君）

改田口の最終的な退去者が出た日付というのがですね、25年の4月30日が一番最後の退去者になります。

○委員（前川原正人君）

その中で、36年からずっと、様々、等価交換といいますか、やったと。名義が片一方は、市のほうが変わってなかったと。そうすると等価交換をした相手側のほうは、名義変更は終わっていたという理解でよろしいんですか。双方ともしていなかったのか、片方だけがやって、片方がやっていなかったのか、どうなんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

まず、住宅は26年と30年に建っています。昭和26年と昭和30年に住宅が建っています。土地交換の議決を経たのが36年になります。議決を得たのは、市の土地と、山林とか原野とかあるんですけど市の土地と、今回の土地と交換したということで、市から相手側に渡した分については、全て登記が相手方の名義になっているということです。相手方から市にという交換の条件でもらったというか交換した分について、名義が変わっていなかったということになります。

○委員（前川原正人君）

それこそ昭和36年と言えば、私が生まれた年なんですよ。逆に言えば六十二、三年経過をしているような状況だったんですけど、これまで旧牧園のときにも、以前、厚地議員が何かこういうことと言われたことがあって、いつやるんだということの記憶がよみがえったのもあったんですけど、今までの議論の中では、例えばその相手との交渉も相当決裂をしたりとか、相当難航をしたというのを見てとれるんですけども、相手側の応じなかった理由というのは、大きくはどのようなものがあったんでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

昭和30年に交換をしまして、平成16年まで何事もなく市のほうで管理をしていたと。そのうち、昭和36年に土地交換した方から孫まで3代相続されてるんですけども、多分、皆、知っていなかったことなのかなということで、それまでは何もなかったと。16年に、その孫の方が、前の所有者になるんですけども、こちらのほうに、自分の市の、自分の親族の名義になっているということで、所有権を主張してこられたということで。それからあと、何回か、所有権についての主張をし合ってきたというか、うちとしては議会の議決がありましたので、うちの旧牧園町の土地、市になってから市の土地ということで、主張してきたということで。うちとしては、当初はそういう形でうちの土地だということを主張してきたわけですが、最近になって、向こうから調定の申出がありましたので、その調定の中で協議をしてきて、今回のような結果になったということになります。

○委員（前川原正人君）

ある意味、重複する部分もあると思うんですけど、撤去費用になるであろうというふうには推測はできますが、いわゆる、積算根拠ですよ。大体、積算根拠というのは、どこを見てこういう金額が、全部、平たく納めるといのが、最終的には目的になっていくとは思いますが、この220万円の積算根拠というのはどっか出てきた数字なのかお知らせいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

解体費用の一部として市が220万円払うということですが、基本的には、解体費用の半額程度と考えております。その半額程度の見積りなんですけれども、相手方というか、申立人のほうから、大体幾らという見積りが出てきていましたので、470万円ほどの見積りが出てきておりましたので、その半額程度ということで協議を進めて、向こうも合意していただいている額ということになります。

○委員（木野田誠君）

この件は昨日、産業建設常任委員会でもやったわけなんですけれども、470万円相手が見積りしたわけです。220万円を市に請求してきた。この470万円というのは、行政から見てですよ、公共単価なのか、民間の単価なのか、その辺はどういうふうに感じてらっしゃいますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

我々も470万円、約470万円について、やはり調査しないとイケませんので、調査しました。我々からいう——公共単価で積算した額ではないです。民間で積算というか、見積りをしていただいた額ということで、我々の金額よりかは、少し安いのかなという感じがします。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建設部の質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時48分」

「再開 午後 2時50分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第49号令和5年度霧島市一般会計補正予算（第3号）のうち、教育部所管の予算の概要について、説明します。補正予算書の3ページをお開きください。今回の補正予算は、国の委託事業を本市が受託することに伴う経費及び県の補助事業を活用した公民館短期講座の開催等に係る経費を追加し、（款）10教育費のうち、（項）3中学校費を253万9,000円の増額、（項）6社会教育費を80万円の増額とし、教育費全体として333万9,000円を増額し、補正後の額を77億8,692万2,000円としようとするものです。うち教育部関連として333万9,000円の増額です。詳細は予算説明資料等に基づき、各課長が説明しますので、御審査よろしくお願ひします。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

学校教育課に関する令和5年度一般会計補正予算（第3号）について、説明します。補正予算に関する説明書の46～47ページ、補正予算説明資料の4ページをお開きください。（款）10教育費、（項）3中学校費、（目）2教育振興費は、253万9,000円を増額しています。いじめ・不登校対策等子どもサポート事業は、昨年度に引き続き、国の委託事業であるいじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究事業を受託し、本市独自で開発したアプリケーションを活用した取り組みを市内全校に拡大することによる増額です。財源として、国のいじめ対策・不登校支援等推進事業費を253万9,000円充当しています。以上で説明を終わります。

○社会教育課長（福永清美君）

社会教育課に関する令和5年度一般会計補正予算（第3号）について、説明します。補正予算に関する説明書の48～49ページ、補正予算説明資料の5ページをお開きください。（項）6社会教育費、（目）4公民館費は、80万円を増額しています。公民館短期講座開設事業は、本市で開催される囲碁名人戦に併せ、市民が囲碁に興味や関心を持つよう、プロ棋士との交流やアマチュア囲碁大会を開催するため、日本棋院鹿児島県支部連合会に補助金を交付することによる増額です。財源として、鹿児島県の地域振興推進事業補助金を40万円充当しています。以上で説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松下太葵君）

このいじめ、不登校対策等子供サポート事業のほうなんですけど、この令和4年度のこのパイロット校の実施の結果はどうだったかお示してください。

○学校教育課指導事務グループ指導主事（前原佑亮君）

パイロット校は、中学校で3校、小学校で7校〔45ページに修正発言あり〕実施しております。そこで行われた、結果としては、大きないじめ問題であるとか、不登校防いだということはないんですけども、それに至る前までの段階で小さな不安であったりだとか悩み、子供にとって大きなものだと思うんですが、そういうのを未然に知ることが出来て早期に対応が出来たという事例が上がってきております。

○委員（松下太葵君）

同じところなんですけど、この先進地視察研修ってあるんですけど、これはどこに視察に行かれるんですかね。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

令和5年度につきましては、今のところ東京都の教育委員会とそれから学校です。あと千葉県にも行こうと思っております。千葉県の教育委員会、学校ですけどもそういったところを一応見させていただいて先進地的な部分なんですけども。結構日本でやってるところも幾つか増えてきてはいるんですが、いろんな角度切り方が違うもんですからそういった新しい切り方も見ながらですね、この霧島市に使える部分がないかなという形をちょっと見ていきたいなと思っております。

○委員（藤田直仁君）

関連ですけども、ちょっと想像がつかないんで、もう少し詳しく教えていただきたいんですが、アプリですか、心の健康観察アプリっていうのをを使って子供たちの精神状態を見ていく、なにかのチェック項目があって、それらしいところに該当した子供たちがそういう心の問題を抱えているんだなというのを察していくのかなという想像はするんですけども、もうちょっとその辺りを詳しく教えてもらいたいことと、この事業内容というのは記載されてるだけを見ると、直接生徒に関係するのは、その他の1番下の児童に対するアンケートだけで、あと全部先生たちに対しての、事業ということで考えてよろしいんでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

まず心の健康観察アプリの概要についてちょっとお話をさせてください。子供たちがいろんな心配事があるとか、または気持ちがすっきりしないだと、いろんな心の状態があるかと思うんですけども、まずそのことを早く知りたいと。学校が、教員が把握することが大事だろうということでこのタブレット端末に取り込んで活用していこうということを考えました。大きく二つの機能がございまして、一つは自分自身で心の状態を子供たちが発信をしてもらおう機能ということになります。毎日朝の会などで、心の健康状態について4段階でボタンを押すという作業でございまして。非常に簡単な作業でございまして、そういうことによって自分のまず状態を発信をしてもらおうということが一つ。二つ目が、相談したいと、もう少し詳しく先生に聞いてもらいたいと。今の状況ですね聞いてもらいたいというときには、相談者を指定して、相談をしたいという意思を発信させることが出来ます。これは担任であることもあれば、校長先生があるかもしれないですし、図書先生かもしれないし、いろんな方を選べるような形になっております。そういったことで、悩みを受けて今度は相談活動に入っていくと、2段階の機能があるということになっております。非常にそういった意味では先ほど言いましたけども、心の状態を早く知って早く対応していくということが一つは大事なかなと思っております。あと先生方にとっての機能が大きいという形ではあるんですけど、子供たちのやっぱその心情を知ることがこのアプリの1番大事なことですので、先ほど言いま

したけど先進地視察に行っても、いろんなやり方をされてるんですね。霧島市方式もあれば、例えば去年行った福岡市なんかは民間の企業がされているところもございました。そういったやり方なんかを学びながら、いいものをつくっていきたいと考えておりますので、子供たちのためになる部分あと先生方、教師のほうが利用しやすいようなものづくり、そういったものを考えていきたいなと思ってるところでございます。よろしかったでしょうか。

○委員（藤田直仁君）

結局今回は、拡大するに当たって先生たちのための事業ということでいいですかこの予算は。

○教育部長（池田宏幸君）

今回のこの、文部科学省がですね、全国的に波及をさせたいようなテーマを設けまして、そのテーマに対して、それぞれがこんなことをやってみたいと、実験的にやってみたいということを応募するわけですね。それに霧島市が子供たちに配っている端末を使って、こういうやり方をして効果が出るかどうかということの研究をしたいということで応募をして、それが認められたということになります。なので使うものは当然も市が配っているタブレットですので、道具をそろえるお金は必要ありませんし、あとはその仕組みをつくってみたり、それからその仕組みを使ってやった結果を検証をしたりとか、そういうことが主な作業になります。それから、仕組みをつくるに当たって先進地を見に行き、もっと、去年つくったものをブラッシュアップしていくというような作業になりますので、子供に対してとか、先生に対してということではなくて仕組みをつくる。効果を測定するという事業になってまいります。

○委員（藤田直仁君）

何かすばらしいあれだなと思うんですけども、もう一つちょっと確認したいのは、まず今の話だと、各自治体によってやり方がいろいろありますよというような感じを受けたんですが、本市においては今問題があった子供たちに対しては、先生だけの中での共有なのかもしれないが、問題があったという子、親に対してまでの踏み込んだところでの情報の交換というのをやってるんでしょうかそこを教えてください。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

まず朝の心の健康観察については、学校の教員が知ることになるかと思えます。それで先ほど言いました2段階目の教育相談の部分ですけども、そこにつきましては子供たちにとってみれば、早く相談を聞いてもらいたいと、そういうSOSを出す子供たちもいますので、ですから相談を指定された先生、そして、あと管理職ですね、校長、教頭ですけどそれから教育委員会にもこの相談があったということが、くる形になっております。ですから相談をしたけども先生は何も反応してくれない、なにも聞いてくれないようでは意味がないので、学校の先生がやっぱり忙しいですから、なかなかすぐすぐ対応出来ない場面もあるかと思えます。そのときのために、委員会もフォローアップしておりまして、相談ボタンを押されてるけど学校からの相談が対応出来ないという状況が分かるようになってるものですから、そのときには学校に連絡をしてまだ対応が出来てないみたいですが早く対応してくださいという形をお願いをしたりとか、そういったこともできるようになっているところでございます。親のほうには一応伝わらないとか、相談内容によってなかなか親に知られたくない、相談もいっぱい子供たちはあるかと思えます。取りあえず助けを出して、その声を大事にしたいと思えますので、その先生と子供の信頼関係がまずはあると思えます。内容によっては、しっかりと親に伝えなくちゃいけないものがあると思えますし、そこはまた2段階、3段階で考えていくことになるかと思えます。

○委員（木野田誠君）

いじめと不登校は別々の事象ですけども、されどやっぱり原因が、関係があるということでありますけれども、このいじめに起因する不登校の割合っていうのは大体どれぐらいあるのか教えてください。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

不登校の原因が、いじめを起因するものだという事になってくるかと思えます。例えば小学校で見ますと、不登校の主な原因として一番多いのが、子供たちの本人にかかる状況、本人が不安だとか、または学習に対して気力がわかないとか、そういった部分が1番で41.6%がそういった状況です。2番目に多いのが家庭に係る状況、親子関係であるとか、家庭内のいろんな不安事であるとか、それが23.2%、3番目が生活リズムの乱れ、これも本人にかかる部分だと思えますけども、それが12.8%という形になっています。ですから小学校の段階でベスト3の中にいじめとかそういったことが入ってきていないという状況です。中学校を見ますと、中学校の第1位は小学校と一緒にやっぱり気力がわかない、不安が25.8%です。2番目がいじめを除く友人関係をめぐる問題。これはいじめじゃないんだけどなかなか人とうまく関係性が築けないとかですね、友達がつくれなくて、コミュニケーションが図れないとか、これが22.5%になっております。3番目が生活のリズムの乱れとこれが15%という形で、いじめ自体が不登校に直接起因している事例として非常に少ないと思えます。ただ、ゼロではちょっと今、何件という形でちょっと今手元にないもんですから出せないんですけども、何件かはやはりいじめが起因して不登校になってしまって、学校に行きづらくなっているという状況はやはりあるかと思えます。数についてちょっとまた後で確認をさせていただきます。

○委員（木野田誠君）

いじめが起因してるのは少ないということで安心しました。ある意味。社会教育課にお伺いします。9月に霧島神宮で行われる行事だと理解するんですが、80万円の助成をされる。これについてはただ助成するだけですか。霧島市独自のこのイベントに対する行事を盛り込んでいらっしゃるのかどうかお伺いします。

○社会教育課長（福永清美君）

今木野田委員おっしゃってくださったように、名人戦が霧島市の霧島神宮で開催されます。その際のイベント等でプロ棋士との交流であったり、指導碁とって、私はすいません正直詳しくはないんですけども、そういったイベント等に合わせて、今こちらのほう公民館の短期講座という事業のほうのそういった囲碁に対しての、なかなか初心者というのは難しいのかもしれないんですけど、年配の方でもこちらの福祉センターのほうで囲碁をされてる方とかもいらっしゃいますし、あと、まだ把握しきれない中で囲碁されてる方、それとやっぱり年配の方でちょっと、囲碁というのは何か脳の活性化によいということもあって、いざ名人戦とか来ますとまた興味のほうがわかるんじゃないかというところで、そういった指導碁のほうに参加申込みされた方を一部、市の公民館講座の短期講座受講生という形で、そういった形で、市のほうも一部その枠を借りてっていうか、講座のほうの申込み者で入れていただいているところです。そういった形の合わせて助成という形です。

○委員（木野田誠君）

前夜祭があるというふう聞いてるんですけども、これについては、もしそれ前夜祭に参加したいという希望があった場合は、何か申し込む方法とかは分かっていますか。

○委員長（鈴木てるみ君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時 8分」

「再開 午後 3時 9分」

○委員長（鈴木てるみ君）

再開します。

○教育部長（池田宏幸君）

主催である朝日新聞社が公表するというふう聞いておりますので、私どものほうから、今の時点でお答え出来ません。

○委員（池田綱雄君）

プロ棋士との交流会など書いてあるますけど、どんなの交流会をするつもりですか。

○社会教育課主幹（井上寛昭君）

現在のところのプロ棋士との交流というのに関しましては、先ほど課長も少し言われましたけれども、プロ棋士による指導碁と大盤解説会というのを予定しています。

○委員（池田綱雄君）

もう20年ぐらい前ですけど、私もプロ棋士を呼んで、ちょっと対局ちゃおかしいけど、私なんか5人並んで、プロは1人おって、打つんですけど、誰も勝てないんだけど、それぐらい、プロは強いんですけど。そんなのも交流になるのかなあと。参考までに。

○社会教育課主幹（井上寛昭君）

今、議員がおっしゃったように、指導碁というのはそのような形をこちらのほうも想定しています。

○委員（塩井川公子君）

すいませんちょっと辛口で言いますが、実は私、子供会育成のほうを30年近くやってるんですね。それで、霧島市のやっぱり子供たちは、未来を担う大切な子供たちだと思うんです。一般質問でも言いましたが学校の小学校のある学校の子供がいじめにありまして、お母さんも手がつけられなくて、おじいちゃんが私に直接言いにくられて、中に私も入りまして、お話をいろいろさせていただいて、ちょっと前進していったかなあと思う部分があるんですけど、ただ、学校の先生、教育委員会の、結局教頭先生とか校長先生にお話をしたら、もう知らぬ顔なんですね、もうそういう話はしないでくださいって言われましたので、ちょっと違うなと思って、情けなくなって、これが教育現場の本当の姿なのかなと思って、私はすごく憤慨しました。そういう事実もありますので、やはり子供ってというのは、相手が4人ぐらいで、1人の子供を囲んでやったらいいんですね。それも私直接会って話をしました。そういったことも公にしてほしい部分があるんですけど、やっぱりお母様たちにしたら、公にしないでくださいって、一天張でした。ただ、私が思うのはやっぱり30年近くやっている、いろんなパターンがありますので、そういった事例もやっぱり、霧島市の教育委員会にもありますよっていうことを私はもう切に言いたいんですね。だから、私が言いたいのは、学校の教育現場でそういうのが起きてますので、それ以外にやはり子供会活動も、しっかりと、子供会は必要ないという学校もおっしゃいました。でも、私にすれば、子供会活動というのは地域と根差した自治公民館と一緒に動ける範囲ですので、やはり小さいときにそういったことをやっていったら、心の広い大人になっていけると思うんですね。だからその辺もちゃんとしっかりと教育委員会は分かって動いてほしいと思います。もうこれは現実にもありましたので、もう泣きながらその子も訴えてくるんですね。それもじっくりと聞きました名前はいませんが、教頭先生も校長先生も、学校の恥だから言わないでくださいって言われましたので、何をやってるんですかって私言いましたけど、それは事実です。だから、光ある霧島市の教育現場だったら、もっと力を入れて、もっと抱き締めてですね。携わってほしいなと思いました。つくづく思いましたので、ちょっとごめんなさい、感想です。これからよろしく願いいたします。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

本当子供たちに寄り添った対応ということが大事だと思います。いろんな事案があって、なかなか家庭ではもう解決出来ない事案、親子で苦しんでいらっしゃる事案とかですね。そういったのがございますので、我々委員会としても学校と連携をしながらという言葉で言うのは簡単なんですけども、きちっとやっぱり対応していく必要があると思いますので、そこについてはまた、委員会としても気を引締めてやっていきたいなと思っております。先ほどのいじめに関しての不登校との関係の部分でございますが、令和4年度、これ、いじめが主たる原因、または主たる原因以外の部分のサブ的なサブというのはおかしいですけど、主ではないと。いろいろあると思うんですが、令和4年度についてはいじめが直接起因して不登校になりましたという事案はございませんでした。ただ、令和3年度には1件ございます。令和2年度が2件ございます。年度によって数は多くはないですけどもやはり1件2件と、そういうのが発生しておりますのでそこについてはきちっとやっぱ

り対応していく必要があるかなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○委員（野村和人君）

私もこのいじめ不登校対策のほうで御質問させていただきます。子供たちが本当に今、現在も、いじめや不登校で悩んでる子らもおられる状況ではありながらですけれども、このポンチ絵のほうの2ページの部分でスケジュールのところがですね、4、5、6、7月の部分を書いていらっしやっただで、悩んで悩んでいたら今パンフレット見たら後ろのほうにありました。ですからこのスケジュールっていうのは4年度の事業の説明なのかなというふうに、実質上ですね、4年度予算の部分で計画していた部分であって、今、今回の253万9,000円は運営委員会の開催やら、そういったものに対する予算ですよ。であればこのスケジュールは、この4、5、6、7月を書くのではなくて、今後を書いていただかないと分からないと思うんですけれども、今後に対する説明をいただけないですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

今の委員の方にお配りしたこれ去年の文科省への報告のスケジュールという形になっております。ですからどうしても書き方が今後どうしていくのって形で4、5、6、7という形で書いておりますけれども、この後、実際に7、8、9、10とずっと続いていく、下が続いていく形になりますので、去年の時点で分かっているのがここまでしかなかかなか読めなかったものですからこういった表記になっておりますけれども、本年度につきましてはその下がずっと入った状態で、最終的なパンフレットができ上がってくるということになってくるかと思ひます。ポンチ絵につきましても、昨年度のこのパンフレットを映している状況でございます。そこで切れてしまっております。ちょっと分かりづらくて申し訳ないなと思ひます。この後が、本今回の事業として動かしていく部分になってくるかと思ひます。

○委員（野村和人君）

なので、この運営委員会が、いつ何月頃考えてらっしやるのか、またアプリケーションを開発委員会、年9回行われるということなんですが、この途中で6月では第一工科大学の開発したアプリを運用と書いてらっしやる。ちょっとこの整合性が分からないんですよ。ですから、そういった意味のこの後のスケジュール今回の253万9,000円の使用するスケジュールを教えてください。

○学校教育課指導事務グループ指導主事（前原佑亮君）

説明いたします。まず、令和4年度の段階で第一工科大学と連携をとりまして、ある程度学校で運用できるものができ上がっております。先ほど私がタブレットでお見せしたのも、第一工科大学と連携をしてつくったものになります。それを、今年度、パイロット校はもう既に始まっておりますが、順次、段階に応じて運用を開始していくという流れになります。今年度の予算につきましては、もちろん全ての学校で運用が始まっていけば、様々な課題が出てきます。こういうふうな機能をつけてほしい、こういうふうアップデートしてほしいという意見が出てきますので、そこをまた、第一工科大学と年9回予定しておりますアプリ開発委員会、年3回の運営協議会等を通して、アップデートしながら各学校が使いやすいものに今年度仕上げていくという計画でございます。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

記述の部分でございます運営協議会につきましては年3回ということで、この後7月下旬にまず1回目を開きます。2回目が10月下旬という形になります。そして3回目ですけれども12月下旬、ここで運営協議会を開くという形になります。それからアプリの開発委員会につきましては随時いろんな課題が見えてきた時点で、開いていくという形になりますので、まだこの期日をきちっと決めるわけではございません。調整をしながらやっていく9回開くという予定でございます。

○委員（野村和人君）

ですから、このポンチ絵のところにそういったことを書いてほしい。この予算書に対するポンチ絵ですから、そこを書くように今後していただけるようお願いしたいと思ひます。この運営委員

会の方々はどのような方々を考えてらっしゃるのかお願いしたい。

○学校教育課指導事務グループ指導主事（前原佑亮君）

運営協議会のメンバーは小児科医、弁護士、警察関係者、市の福祉部局等関係機関を含めてパイロット校の校長、あと事務局ということで構成をしていきます。

○委員（有村隆志君）

このシステムがアプリということですので、そうすると、先生たちはタブレットを持っていらっしゃるんですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

子供たちと同じタブレットを持っているというわけじゃなくて、校務用のパソコンを持っています。そこに全部データが入ってくるという形になります。ですからタブレットではないですけど、パソコンをしっかりと1台ずつ持っておりますので、そこに表示がされるということになってまいります。

○委員（有村隆志君）

将来的にはやはり先生たちも指導するときには、自分のパソコンでやりにくいので、やっぱりあったほうがいいと思うんで、これは要望。私はあったほうがいいと思うんですけど、どう思われますか。

○教育部長（池田宏幸君）

はい、教職員用のタブレットについてはですね、現在必要に足りる台数については整備をいたしておりますけれども、全員に行き渡っているわけではございません。と申しますのは、子供たちのタブレットについては、国庫補助を受けながら整備が出来ましたけれども、教職員の分については補助もございませんでしたので、なかなか、財政的な理由も含めてですね、それから先ほどお話ししたように1人1台のパソコンを既に所有しておりますので、配布しておりますので、そういうこともあって、今回、全ての整備が整ったというわけではございません。また有利な財源等があった場合にはですね、市長部局と相談をしながら、導入をしてまいりたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

心の健康観察アプリですが、本会議でも質問をさせていただきました。その中で、この第一工科大と一緒に霧島市がタッグを組んで、こういうアプリを開発をしましたということなんですけど。要はこのパンフレットの中にもあります通り、段階的に機能を追加をしていくんだと。これはあくまでも現場の声だったり、状況に応じて対応はされていこうと思っておりますけど、そのときにも、第一工科大も当然入って、そういう、何でしょう。バックアップじゃなくて、まだ上のほうに、何ていうんでしょうね、充実をさせていくという、そういう理解でよろしいですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

アプリケーションの機能につきましてはまだまだ改善の余地があると思っております。もっともっと使い勝手のいいものとかですね、効率的に使えるもの、それから早く知らせるための機能とか、そういったことも今考えているところがございます。これにつきましてやはり専門的な知見が必要な部分がどうしてもあるものですから、第一工科大の先生方にも御協力いただきながら本年度も進めていきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

学校教育課長もおっしゃったとおり全てこれが万能ということではないんでしょうけれど、逆に言えばこういうICTを使ったっていうのは、使うということは、今はやりなわけですよ逆に言えばですね。またそれを否定はしいしませんけれど、要は今度はそういう、いろんなところの支援をいただいたり、多分、無償ではないと思うんですね。そういうアプリの開発とかかなとですね。だからそこまでの議論というのも、例えばそれに伴う、対価というのも、支払い等も想定はされていらっしゃるという理解でいいですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

はい先ほど言いましたこのアプリの開発については文科省もこういった形を進めているところで

ございまして、自治体によっては、先ほど民間にいろいろこういうお金をかけて開発をされてるところもございまして。ただ、霧島市については独自の方法を、昨年度第一工科大学の御協力をいただきながらということと、メディアセンターの職員で得意なものも本年度もおりますし、昨年度おりました。ですから、そういった部分ではお金がほぼかかっていないという形で開発をしてるところでございまして、ただ機能的にはいろんなことをやはり学ばなくちゃいけないということで、先進地視察に行っているような技術を習得していきたいとか、そういった部分でございまして基本的には自分たち独自で開発をしていきたいと、無償でやっていきたいと思ってるるところではございます。

○委員（前川原正人君）

一つはですね、いわゆる、先ほど部長おっしゃるように、各教員の皆さん方にはパソコンということで対応していただくということで、全てが行き渡っているわけではないということもおっしゃったんですけど、要は、使用料賃借料というのが今回の予算で69万3,000円出てますね。これは毎年、やはり支出がされていくという理解でよろしいんですか。

○学校教育課指導事務グループ指導主事（前原佑亮君）

この使用料についてはですね、これは第一工科大学がアプリを開発するに当たって、子供たちが使っている端末を実験台として使用するためのレンタル料でございまして。今年度が終われば、来年度は計上されることはないお金ということになります。

○委員（前川原正人君）

もう一つはですね、これも確認になると思うんですが、私の先日の質問の中でも、学校教育課長が明らかにしていただいたんですが、必ずこのツールを、今の時代背景ですので、ICTを否定するということにはならないと思いますが、やっぱり教員の中には、やはり、マン・ツー・マンで対応がやはりちゃんとしないといかんという人たちもいらっしゃるわけで、もう必ず使えなきゃならないよということではないと、一つの、何ていうんでしょうね。早い時期に、問題が小さいうちに早く対応が出来て、改善が出来て、子供に寄り添うことができれば、そのためのツールなんだということで理解をしているつもりですけど、要はこれが全てではないと私も認識してます。要は、各学校の教員の人たちっていうのはなかなか、相当温度差もありますけど、大規模校になればなるほど、様々な報告書だったり、いろんな、子供への対応だったり、学校での対応だったり、様々な業務があるわけですけども、そこは、各先生たちの裁量というの、ある意味、少しぐらいは余裕といえますか、裁量権というの若干あるということで理解してよろしいですか。

○教育部長（池田宏幸君）

教育委員会といたしまして、このアプリを全校で使用していただくというのが前提でございまして。確かに個別の対応としてアプリを使わずに対応される先生もいらっしゃる可能性がないわけではないですけども、もしそこで、何かがあったとすると、教育委員会が、準備をしたものを使われていなかったということは、これは報道されることになろうかと思っております。なので、私どもとしては、できる限り使っていただきたいという方向で進めてまいります。

○委員（前川原正人君）

労力と金をかけるわけですから、それはもう当然のことだろうと思いますが、ただ、各学校の教員にもいろんな考え方もいらっしゃるわけですね。画一的にやるんじゃなくて、臨機応変な対応もできるんであるということも理解をしておきたいと思っております。それともう1点は、今回の心のアプリの問題でですね、これを否定はしないんですけど、霧島市の教育の中の霧島市教育行政の施策の概要ということで、どういうふうに進めていくんだ、そのためにはどうあるべきなんだということが、ここでうたわれてるわけですね。逆に言えば、これに基づいて教育委員会の方針が決まってるわけですよ。だから今度はこのアプリの関係についても、ある意味、ここでやはり記載をして取組ということをやっているんだということも紹介をやはりされるべきではないのかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

ICTの効果的な活用という部分については多分その中にも出てきてるかと思えます。その部分の先の枝葉の部分でこのタブレットの活用が繋がってくるのかなと思っております。まだ開発段階の部分でどういう方向にいくのかまだ見えない部分がありましたので、そこにきちっと明示という形ではされていないかもしれませんが、思いとしてやっぱそういったICTの活用という中に、気持ちとしては入れているということで御理解いただければなと思っております。

○委員（前川原正人君）

社会教育課の部分ですね。プロ棋士との交流、アマチュア囲碁大会を開催をするという、期日についてはまだ未定だということで理解をするわけですが、要はやはり、こういうイベントをやるとですね、当然その人が集まってくるわけですね。だからその、これはやってみないと分からない部分もたくさんあるんでしょうけれど、例えば経済効果がどれだけかというのは、そういうことは聞いても、大体試算のやり方が1人幾らというのがあるんですけど、大体どれぐらいの人員が来るであろうということで想定をしていらっしゃるのでしょうか。

○教育部長（池田宏幸君）

具体の人数というのは、現在のところ想定はしておりませんが、実は、囲碁の公民館講座というものが現在はございません。講座自体がどこの公民館でもやっておりません。一方で、公民館講座としてはですね、同好の方々が自分たちでなさっているのはあるんですけども公民館講座としてはやっておりません。なので、今回のこのイベントを通じて、市民の方々に公民館講座として短期講座として行いますので、囲碁に触れていただいて、それをもって、新たにそういう囲碁を行うというサークルとかあるいは公民館講座として囲碁を学びたいという方々を発掘するためのイベントというふうにとらえているところでございます。

○委員（川窪幸治君）

関連なんですけど、ちょっと最後になるかもしれませんが、私も最近ですね、ネットフェリックスでヒカルの碁をですねちょっと見せていただいて、かなり囲碁には興味があるところなんですけど、この、今ここに、口述書に書いてあるこの名人戦ということで書いてあるんですけど、この名人の方がたくさんいらっしゃるのか、何人来るのか、答えられれば教えてください。

○社会教育課主幹（井上寛昭君）

名人戦になりますので、名人が御1人に挑戦者御1人。あと、それにプラスしてプロ棋士の方とかがやってくるような形になります。

○委員（川窪幸治君）

ということは、こられる方はプロで、名人戦に来られる方はプロで、プロの方は何人ぐらい来られますか、それは分からないんです。

○社会教育課主幹（井上寛昭君）

名人戦自体に、プロ棋士が何人来るっていうのはこちらのほうでも把握しておりませんが、こちらのほうで開催する指導碁だったりとか、大判解説、あと囲碁大会に関しては、一応合計で3名のプロ棋士が参加する予定です。

○学校教育課指導事務グループ指導主事（前原佑亮君）

先ほど申しあげました心の健康観察アプリケーションの令和4年度パイロット校の数に誤りがございましたので訂正をお願いいたします。小学校が5校、中学校が4校でございました。申し訳ありませんでした。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで教育部の質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時36分」

「再開 午後 3時39分」

△ 議案第50号 令和5年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）について

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第50号令和5年度霧島市水道事業会計補正予算（第3号）の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（上小園伸一君）

議案第50号令和5年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）について、説明します。本補正予算は、昨日開催されました産業建設常任委員会において、審査いただいた議案第47号損害賠償の額を定めることについて、議決後に和解の相手方に対して損害賠償金を支払うために必要な予算を計上しようとするものです。詳細については、上下水道総務課長が説明しますので、ご審査いただきますようよろしくお願いいたします。

○上下水道部上下水道総務課長（寶徳 太君）

議案第50号令和5年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）について、説明します。説明資料の1ページをお開きください。本補正の事業目的は、水道用地（山林）に起因する損害を賠償するものであり、損害賠償の相手方は、※※※※※※※※※※※※※※※※在住の※※※※様で、賠償額は、850万400円です。事故の概要については、令和4年9月18日、本県に上陸した台風14号により、現在整備を進めています「（仮称）宇都良配水池施設用地」の斜面部分の土砂及び倒木が※※様の借家に流入して、住宅及び家財に損害を与えたものです。なお、資料として、現場写真、事故発生からの面会記録及び損害賠償額の内訳を配付していますので、参考としてください。以上で、説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村和人君）

9月18日午後10時頃あったということなんですけども、そのときに、市として受け取った情報、第一報はどのような形で受け取ったのか。そういった経緯を教えていただきたいと思います。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

私ども水道工務課が情報知り得たのは、9月19日朝8時頃、安心安全課からの情報で、こういう被災が起きてるということで連絡をいただき、職員1名が現地に出向いた状況でございます。

○委員（野村和人君）

そこも書いていただきたいと思います。この事故発生から面会記録、8時に受けてすぐ駆けつけていただいたということですよ。そういったところも踏まえてやっていきたいと思いますが、この時点の次の20日の日に、保険会社との話をやっていきますよというお話をした上で、実質は9月30日には加入保険では対応できませんというような説明をしたということになるんですけども、これが、対応できないことだけの説明に終わったのか、そのあとの話をどのようにされたのか、対する相手にとって、本当に心情的にここ、気になるところかなと思っているんですが、どのような説明だったのか教えてください。

○上下水道総務課主幹（滝間 宏君）

この9月30日の面談の時点では、私どもはまず保険が適用されないことについて説明をいたしました。理由につきましては、私どもが水道事業が加入する賠償責任保険では、対象となる施設が、水道法に言う水道施設や水道事業のために所有または管理する管理道路及び資材置場等であり、当該施設を建設する前の水道用地は対象外であるということで、理由を説明いたしました。また併せて、9月30日以降、私どもの補償の考え方といたしまして、部内、庁内で検討した内容を伝えました。伝えました内容につきましては、私ども、今回、2点を軸に検討を重ねたということをご報告しました。1点目は、今回の台風で当該地周辺において同様の状況が生じていないこと。2点目は

過去の風雨で、当該地において同様の状況が生じていないこと。これらのことから、今回造成に伴う伐採や、地形の変更が影響を与えたことは否定しがたく、水道事業が所有する土地に瑕疵があり、それにより損害が生じたと考えたため、原形復旧をするための補償をさせてもらうということを説明し、条件などの提示に向けて会話を始めたといういきさつです。

○委員（野村和人君）

そういう言葉が大事だと思います。ここで言い訳ばかり言われてるような感じが、この文章ではですね、とれます。やはり、そのあとのお気持ちをやはり表現しておかないといけないかなというふうに思います。それと、実質上この写真を見ると、部屋の中に倒木が来たりとかしている状況だったり、ひどい状況だったのかなと思うんですけども、こちらのブルーシートをはったりとかいうそういう応急処置はいつされたのか、お聴かせください。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

こちらのブルーシートについては、※※様と連絡がついて、その中で話合いを進める中で、雨漏りがやはりするというので、9月中にはブルーシートをしております。またその後、やはり普通の風でもブルーシートの角部分が破れるということで、3回ほど手直し、ブルーシートでは対応できない部分について、また年が明けた今年の1月ぐらいにはテント生地シートに張り替えをして、雨漏りもしなくなったということで、対応を終了しているところです。

○委員（野村和人君）

そういった応急処置については、こちらの市側のほうの負担で施工したということによろしかったですか。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

市のほうで全て予算、費用のほうを捻出して対応しております。

○委員（野村和人君）

まずは建物に対する原状復旧について、どのような工期で考えてらっしゃるのか教えてくださいたいと思います。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

※※様の建物につきましては、※※様の修繕見積り等によりまして、損害賠償、また、和解、示談ということになっております。については市のほうで、この建物について、修繕を行っていくということはありません。

○委員（野村和人君）

ですから、今の段階では修繕していない状況なんですかね。これからしていくということで、※※様のほうでされるということによろしかったですか。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

はい、そのとおりです。

○委員（前川原正人君）

この予算常任委員会への提出資料の中で、一番7ページになりますが、家賃補償ということで、75万4,000円。これが1か月当たりの4万8,000円の15か月分ということで、こういう計算式が掲載されているわけですけど、この4万8,000円というのはどこから出てきた金額なんですか。

○上下水道総務課主幹（滝間 宏君）

まずもって4万8,000円という月額につきましては、本人様、※※様から請求のあった金額でございます。その金額につきまして、実際に賃貸借に出してる金額であったかということにつきましては、別途、損害賠償の相手方であった、実際に借りてらっしゃる方の確定申告書を確認することで金額の精査をいたしました。

○委員（前川原正人君）

逆に言えば、これは借りているということは賃貸借住宅であったということになるわけですか。ちょっとその辺が見えないんですよ。その辺どうなんですか。

○上下水道総務課主幹（滝聞 宏君）

今回、補正をしております損害賠償の家屋につきましては、借家でございます。

○委員（前川原正人君）

借家であるが、これは誰も住んでいなかったという状況だったんですか。だから、その辺が全然私たちは分からないんですよ。ただ賠償行為、これこれこういうことで損害を与えてしまいましたと。それは当然その、こちらに瑕疵がある場合は、損害賠償するのは当然だろうし、その積算根拠というのも今おっしゃるように、月額の家賃が4万8,000円だったと。それが積算根拠になってるよということですけど、要はここが空き家であったのか、それともそこに誰かが賃貸借契約が成立をして、誰かが住んでたのかというのが全然見えないんですよ。その辺どうなんですか。

○上下水道部上下水道総務課長（寶徳 太君）

口述書でもお話ししておりますが、借家であります。持ち主が※※様。損害賠償は※※様のほうにして、実際その借りてらっしゃる方にはですね、損害賠償をもう既にお支払いしております。それは、100万円以下という金額であったために、令和4年度中にですね、和解が成立して、実際もうお支払いはもうしている状況でございます。

○委員（前川原正人君）

ということは、今、課長がおっしゃるように、令和4年度中に100万円以下で借りている人に対してはもう賠償補償したよと。そうすると、全体でいけば、800万円じゃなくて、どっか900万円ぐらい、以上の、1,000万円にちょっと届かないぐらいの金額が支出をされていったというそういう理解でよろしいですか。

○上下水道総務課主幹（滝聞 宏君）

改めて当該地での議決事件となる100万円未満の他の損害賠償の実績について改めて御説明いたします。関係者は、※※様のほかに、※※様のお宅の賃借人が2名、隣接する1軒の借家の、こちらも借家でございます。借家の所有者と、借家の賃借人の※※様以外に4名関係者がいます。いずれも100万円未満の損害賠償であったため、それぞれ、既に和解が成立し、損害賠償も支出済みでございます。内訳につきましては、示談順で申し上げます。1番目に、隣接する借家の借家人の方につきましては、令和4年11月に示談成立。損害賠償額は46万6,580円。2番目に、隣接する借家の所有者の方は、令和4年12月に示談成立。損害賠償額は75万1,260円。3番目に※※様のお宅の賃借人のうち、当時、食品加工業を営んでいた方は、令和5年4月に示談成立、損害賠償額は77万969円です。4番目に、3番目に当時食品加工業を営んでいた方の前に、加工業を営んでいた方につきましては、令和5年4月に示談成立、損害賠償額は7万3,200円でございます。

○委員（前川原正人君）

さっきも何回も言いますように、行政側の瑕疵があったからこそ、損害賠償をせざるを得ないし、やるべき、するべきであろうと私も思うんですけど、今おっしゃったのは、要は、示談を成立したというのは、今おっしゃった、100万円以下の分については、議会の議決が要りませんので、それはそのまますんなり、すんなりというか、苦労もあつたらうと思えますけど、その原資というのは、保険という対応はできなかったという理解でよろしいですか。

○上下水道総務課主幹（滝聞 宏君）

先ほどの繰り返しになりますが、私どもの加入する賠償責任保険では、施設を建設する前の水道用地に起因するものということで、対象外でございます。

○委員（木野田誠君）

ちょっと昨日聴けなかったんですけども、これは、答えられなかったら答えてもらわなくても結構ですけども。※※様、独自の保険はかけてらっしゃったのかどうか。

○上下水道総務課主幹（滝聞 宏君）

この和解に向けた対話の中で、本人さんがかけてらっしゃる保険の有無について確認をいたしました。ただ、保険を活用する意思がないということで、私どもが賠償するに至りました。

○委員（木野田誠君）

このタンクを据えられる場所の建築方法についてですね、ちょっと昨日も聴いてなかったんですけども、業者さんが入って上を開かれたわけですね。普通、こういう写真で見るとような広さを開く場合は、特に、太陽光なんかをつくる場合、開発する場合は、溜枘、ため池をつくってですよ、その水の流れを防いで開発していくのが、常套手段だというふうに考えますけれども、今回はその形跡が見えてないというふうに理解してるんですけども、その辺の開発の仕方において、上下水道局とその業者さんのその辺の安全に対する打合せ、その辺は十分できていたのかできていなかったのか教えてください。

○上下水道部長（上小園伸一君）

およそ7,000㎡の平地ができていうふうに思っております。今、委員のほうから今ありましたように、溜枘的なもの、抑制池はつくられております。北側のほうから、この現場のほうに進入をするのですが、そちら側のほうに調整池をつくってありまして、道路上に排水を設けて郡田川のほうに放流をするというような形式になっております。あと、今回この※※様のほうに崩壊をしたわけですけども、こちらのほうに雨水が行かないように、畦畔をつくって、排水対策というのは、請負者のほうと受注者のほうと協議をしまして、雨水が行かないようにというような対策をとっていたところではありました。しかしながら、このような状況になったということで、被災後の現場を見てみますと、土砂の流入というのは余りなくて、倒木による被害ということですので、やはり風の影響を大分受けたのかなと感じたところでございました。

○委員（前川原正人君）

一つだけ気になるところがありまして、委員会への説明書の中で、6ページの一番下です。家賃補償については理解をいたしました。この移転補償というのが、先ほどおっしゃった、所有者だったり、借家人だったり、借りてる方とか、そういう理解でよろしいんですか。委員長、ごめんなさい。私はちょっと言葉が悪かった。言葉がちょっと足らなかった。この家賃補償の説明と移転補償についても一応説明をいたしましたよ程度なんですか。こういうことを考えていますよ。いかがでしょうか程度の移転補償の説明という理解なんですか。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

この3月15日の記録につきましては、まず、※※様の家の修繕、もしくは災害復旧に向けて、工事用地として、その建物ごと譲っていただく御意思がないかということも含めて、お話を進めたところがあります。そういうところの説明ということで御理解いただければと思います。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第50号への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時03分」

「再開 午後 4時06分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより補正予算関係の議案処理を行います。

△ 議案第49号 令和5年度霧島市一般会計補正予算（第3号）について

○委員長（鈴木てるみ君）

議案第49号、令和5年度霧島市一般会計補正予算（第3号）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第49号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第49号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第50号 令和5年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）について

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、議案第50号、令和5年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第50号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第50号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（鈴木てるみ君）

これで議案処理を終わりますが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は議案番号とその内容を御発言ください。

○委員（前川原正人君）

議案第50号の水道事業会計補正予算（第1号）ですけれど、やはりこういう賠償請求じゃなかった補償問題とか、こういうのはですね、やはり我々が聞かないと言わないじゃなくて、やはり最初の段階から、それこそ100%瑕疵が霧島市にあるという、水道部にあるとなりますとですね、立場は弱いんですけど、やはりそれなりの財政支出もありますし、それは立場としては、市は弱い立場はありますけれど、ちゃんとその事実関係をよく分かるように、もう少し、何ていうんでしょう、よく分からないなということがないような、説明をいただければと思います。それも文書です。そういうことを表現するのはなかなか難しさもあるということも認識をしているつもりですけど、やはりもっと分かりやすい説明がやはり必要なのかなというふうに思います。そうしないと、やはり堂々巡りになっていったりとか、書いてあればもうそれ以上聞きませんし、そういう、もう少し工夫をしてほしいということをお願いをしたい。委員長報告の中に、ちょっとだけでも入れてほしいと思います。

○委員（野村和人君）

私も、議案第49号という扱いにさせていただきますが、ポンチ絵や資料等、いろいろつくっていただいているんですが、やはり内容が、実質上その中身でないときもある。それでは実質上理解に苦しむ点もありますし、アプリやそういったものであれば、まだ説明する工夫というのはいろいろあるのではないかなど。そういったものも含めて、時間短縮を含めて精査していただきたいというように要望させていただきます。

○委員（塩井川公子君）

教育委員会のほうにお願いがあるんですが、いじめ対策の件なんですけど、かなり根が深いので、本当にいじめられた子どもは泣きながら、本当に前が歩けないんですね。そういうのを現実見ているので、教育委員会もいい顔ばかりするのではなくて、やはり現実をしっかりと見ていただきたい。あと、学校プラス自治公民館とか皆さんの協力が必要だと思いますので、根がありますので、ぜひ力を合わせて子どもたちのためにやっていただけたらと私は切に思います。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、本日予定しておりました審査を全て終了いたしました。これで予算常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 4時11分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 予算常任委員長 鈴木 てるみ